

昭和61年度家庭教育総合推進事業報告書

市町村の家庭教育事業の現状とその考察

福岡県立社会教育総合センター

は じ め に

家庭をとりまく社会状況が変化し、青少年の問題行動が増加する中で家庭教育のあり方が強く問われています。そうした中において、家庭・学校・地域の各分野で種々のとりくみがなされ、その課題解決のためそれぞれが努力しているところです。

県教育委員会としても、種々の施策を通して課題解決のための条件整備に努めています。特に、家庭教育の領域では家庭教育に関する学習機会の拡充、さらに学習内容の充実を図るため、市町村に対する家庭教育学級開設費補助をはじめとし、家庭教育幼児期相談事業及び家庭教育総合推進事業、電話相談事業を実施し、広く関係者の学習活動を援助しています。

本年度の家庭教育総合推進事業では、昨年度の調査研究「親の生活実態に関するアンケート」の結果を踏まえ、「今親に求められているものは何か」と「家庭教育に関する学習機会提供事業のあり方」の二つを研究テーマとしてその活動にとりくんできました。そして、一つ目のテーマについては、「子どもが見ていますよ、お父さん、お母さん」と題して冊子にまとめ、親のうしろ姿について見直しの必要性を提案しました。

また、二つ目のテーマについては、本報告書「市町村の家庭教育事業の現状とその考察」として皆様にお届けするものです。従来から行政の各分野で種々の努力が払われてきていますが、今後とも家庭や地域の教育機能の充実を図るため、現在実施している家庭教育に関する事業の見直し、さらに今後の事業のあり方を考える上での参考資料として活用していただければ幸いです。

最後になりましたが、本報告書作成のために御尽力をいただきました企画推進委員の先生方をはじめ、お忙しい中で面接調査に御協力いただいた市町村担当者の方々に厚くお礼を申し上げます。

昭和62年 3 月

福岡県立社会教育総合センター

所長 加 来 宣 幸

も く じ

第 I 章 家庭教育事業の実施状況

1 家庭教育学級・講座	1
2 講演会・研究集会	3
3 指導者養成事業	3
4 電話相談等相談事業	3
5 学習情報提供事業	4

第 II 章 家庭教育事業についての面接調査の概要

1 調査の目的	5
2 調査の方法	5
3 調査結果の分析	6

第 III 章 家庭教育事業の実態と問題・課題

1 家庭教育学級・講座	7
(1) 学級予算・参加者・開設会場	7
① 面接調査の結果	
② 課題と配慮事項	
(2) 開設期間・開設延時間・開設時間帯	8
① 面接調査の結果	
② 課題と配慮事項	
(3) 運営の組織・方法・形態	9
① 面接調査の結果	
② 課題と配慮事項	
(4) 学習プログラムの立案及び展開	10
① 面接調査の結果	
② 課題と配慮事項	
③ 学習プログラム計画例	
(5) 学習方法と講師・指導者の選定	16

① 面接調査の結果	
② 課題と配慮事項	
(6) 広報活動	19
① 面接調査の結果	
② 課題と配慮事項	
(7) 学級を開設・運営していく上での連携・協力	21
① 面接調査の結果	
② 課題と配慮事項	
(8) ま と め	22
2 講演会・研究集会	24
3 指導者養成事業	25
4 電話相談等相談事業	27
5 学習情報提供事業	27

第IV章 今後、期待される家庭教育事業のあり方

1 家庭教育の意義と国・県の奨励策についての概要	29
(1) 家庭教育の意義と奨励策の特徴	29
(2) 国の家庭教育について奨励策	29
(3) 福岡県における家庭教育関係事業の推移	30
2 家庭教育事業の学習領域	31
3 家庭教育学級の開設・運営	33
(1) 学習計画の立案	33
(2) 学級運営と展開	34
(3) 教材の利用	35
(4) 学級運営のための経費	35
(5) これからの学級運営	35
4 家庭教育関連事業との連携・協力	36
5 研究集会・講演会	37
6 指導者養成事業	37
7 家庭教育情報提供や相談体制の整備・充実	38

8 今後の課題	38
---------------	----

資料

1 視聴覚教材を利用した学習について（特別寄稿）	41
2 昭和 61 年度家庭教育総合推進事業の概要	44
3 市町村の家庭教育に関する学習機会提供事業（教育委員会・公民館が 企画実施するもの）についての面接調査項目	47
4 面接調査結果	50
5 家庭教育学級学習テーマ一覧	56
6 家庭教育関係資料及び16ミリ映画教材一覧	57
7 家庭教育に関する相談機関一覧	59

第1章 家庭教育事業の実施状況

家庭教育にかかる行政の任務としては、家庭教育学級・講座など親に対する学習機会の拡充や学習内容の充実を一層図るとともに、家庭教育に関する学習情報や相談体制の整備など種々の施策を通じて家庭の子どもに対する教育を援助していくことが望まれる。

従来から行政の各分野において種々の努力が払われてきているが、今後とも家庭や地域の教育機能を充実するための施策が求められているところである。

本章では、まず本県における家庭教育に関する事業の実施状況をみることにする。それにあたって家庭教育に関する事業を大きく、①家庭教育学級・講座 ②講演会・研究集会 ③指導者養成事業 ④電話相談等相談事業 ⑤学習情報提供事業に分けることにした。そして、さらにそれらを総称して家庭教育事業と呼称した。

1 家庭教育学級・講座

昭和60年度の本県の学級・講座の開設状況をみると、開設数は666学級、うち両政令市が309(46%)である。さらに、国庫、県費補助、自主開設別にみると、118(18%)、135(20%)、413(62%)といった状況である。

開設市町村をみると、表-1のとおりで88%の市町村が学級・講座を開設しており、まったく開設していないのは12町村となっている。

表-1 学級開設状況(昭和60年度)

区分	計		市		町 村	
	市町村数	開設率	市 数	開設率	町村数	開設率
学級開設市町村数	85	88%	22	100%	63	84%

(市22、町村75 計97市町村)

また、これを国庫、県費補助、自主開設別にみると、県費補助による開設市町村が62%と多く、自主開設市町村は36%、なかでも町村は32%といった状況である。国庫、県費補助をまったく受けず自主開設のみは2市8町村である。さらに、学級・講座を開設している市町村で、1市町村当たりの開設数をみると4.3学級(両政令市を除く)となる。

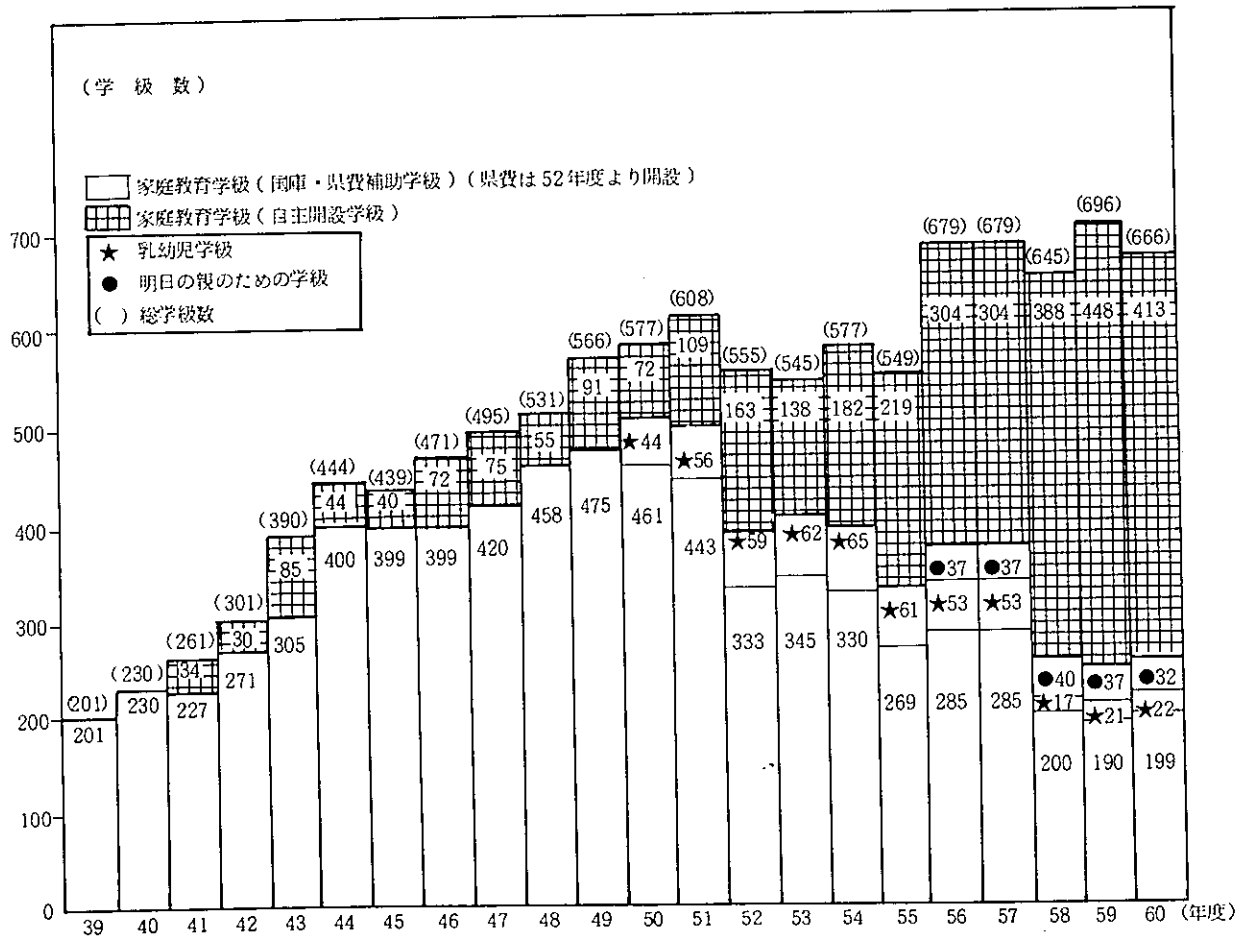
表-2 国庫・県費・自主開設別状況（昭和60年度）

区 分	計		市		町 村	
	開 設 市町村数	開設率	開設市数	開設率	開 設 町 村 数	開設率
国庫補助学級開設	35	36%	15	68%	20	27%
県費補助学級開設	60	62%	14	64%	46	61%
自主開設学級開設	35	36%	11	50%	24	32%

（市22 町村75 計97市町村）

次に、学級・講座の開設数の推移をみると図-1のとおりで、年々自主開設学級数の増加とともに、補助学級にくらべてその示める割合も高くなっているといえる。

図-1 家庭教育学級開設数の年度別推移



2 講演会・研究集会

教育委員会が主催する家庭教育に関する講演会・研究集会の実施状況をみる（生涯教育事業調査－昭和60年11月 福岡県教育委員会）と14市町村（両政令市除く）が実施しているのみでその率も低いといえる。しかし、その他の市町村が、この種の事業をまったく実施していないということではない。PTAをはじめとする各種の機関・団体が実施していることは予想できるところである。

ここで、この事業内容を名称からいくつか拾ってみると次のとおりである。

- ・ 青少年健全育成講演会
- ・ 家庭教育講演会
- ・ 家庭教育学級講演会
- ・ 青少年育成町民会議講演会
- ・ 青少年育成地区別懇談会

3 指導者養成事業

家庭教育にかかわる指導者養成については、市町村の段階で実施しているところは皆無に近い。ただ、ここでは、子ども会や少年団体・グループの指導者研修会は除いている。

ここでいう指導者とは、教育委員会及び公民館職員で家庭教育にかかわる施策や事業運営に直接たずさわっている者、さらに家庭教育学級・講座の運営責任者、講師となる者、また学校教職員、PTAの役員等を想定している。

上記の内容や対象者を考えての研修は郡段階や県段階で開催される事業に参加あるいは派遣するといったことで行われている。言いかえれば、この種の事業は市町村段階では実施しがたいともいえる。

4 電話相談等相談事業

教育委員会が主管し、相談体制を整えている市町村は県下で13市町村で、その内訳をみると市が10、町村が3といった状況である。

事業の内容を名称からいくつか拾ってみると次のとおりである。

- ・ 教育相談
- ・ 育児相談
- ・ 青少年相談

- ・ 乳児健康相談
- ・ ヤングテレホン

5 学習情報提供事業

家庭教育に関する学習情報の提供は、現状では、広報誌(紙)や公民館報が中心となっている。特に、家庭教育に関する冊子や手引書の作成は1町しかなかった。ただ、広報紙の中に家庭教育に関する内容を特集号としてくんだり、啓発ビラ、カレンダー等を作成している市町村は数か所ある。

その他、家庭教育学級のまとめとして文集を作成し、資料として関係者に配布している市町村もある。それにしても、この種の事業はまだまだ不十分な状況にあるといえる。

最後に、参考資料として市町村における情報提供事業(家庭教育にかかわるもの以外も含める)の実施状況(「市町村の生涯教育調査」昭和61年11月 福岡県教育委員会実施)を紹介しておきたい。

表-3 市町村における情報提供事業の実施状況

調査の対象	教育委員会・首長部局の別 事業の実施状況	教育委員会		市町村長部局	
		事業数	市町村別事業数	事業数	市町村別事業数
市 (調査対象) 20 市町村	実施している	14	18		
	実施していない	5	2		
	(回答なし)	1	0		
町 ([〃]) 67 市町村	実施している	35	51		
	実施していない	31	9		
	(回答なし)	1	7		
村 ([〃]) 8 市町村	実施している	3	6		
	実施していない	5	2		
	(回答なし)	0	0		
計 ([〃]) 95 市町村	実施している	52	75		
	実施していない	41	13		
	(回答なし)	2	7		
事業の形態	事業数	教育委員会		市町村長部局	
		市	町	市	町
		村		村	
1. 広報誌(紙)	63	市 24 町 36 村 3	94	市 34 町 56 村 4	
2. パンフレット	30	市 17 町 13 村 -	82	市 39 町 38 村 5	
3. 情報コーナー	2	市 1 町 1 村 -	5	市 2 町 2 村 1	
4. 放送媒体	7	市 - 町 5 村 2	9	市 1 町 8 村 -	
5. 電話	-	市 - 町 - 村 -	5	市 5 町 - 村 -	
6. 報告書	5	市 4 町 1 村 -	18	市 12 町 6 村 -	
7. その他	2	市 2 町 - 村 -	19	市 9 町 9 村 1	
計	109	市 48 町 56 村 5	232	市 102 町 119 村 11	

※北九州・福岡の両政令市は調査対象としていない。

第Ⅱ章 家庭教育事業についての面接調査の概要

1 調査の目的

県下で実施されている家庭教育事業については、「生涯教育事業調査」(昭和61年11月福岡県教育委員会実施)等からその概要をみることにした。

そこで、市町村が実施している家庭教育に関する学習機会の提供の実態を家庭教育学級を具体的にみることにより、その全容を把握し、さらに、それを企画、実施するにあたって、市町村担当者がかかえる問題・課題を明確にすることとした。そして、今後の家庭教育事業や学習プログラムを企画する上での基礎資料を得るために面接調査を行った。

2 調査の方法

(1) 調査対象

面接調査は県内を6地区(各教育事務所管轄市町村)に分け、それぞれ3～4市町村、計20市町村(市…7, 町村…13)の教育委員会・公民館を訪問して実施した。対象市町村は下記のとおりである。

福岡教育事務所管内	大野城市・宗像市・粕屋町・篠栗町
北九州教育事務所管内	直方市・若宮町・芦屋町
筑豊教育事務所管内	飯塚市・庄内町・添田町・糸田町
南筑後教育事務所管内	八女市・広川町・瀬高町
北筑後教育事務所管内	久留米市・浮羽町・宝珠山村
京築教育事務所管内	豊前市・苅田町・吉富町

(2) 調査の方法

調査は昭和61年9月20日～10月4日にかけて、家庭教育総合推進事業企画推進委員が直接対象市町村を訪問し、関係者に面接調査を行った。その際、各教育事務所からも1人同席を依頼した。また、調査にあたっては、事前に調査票を当該市町村に配布し、協力

を依頼した。

3 調査結果の分析

調査結果は数表化することを直接の目的とすることではなく、現状での問題・課題の概要を把握し、今後のあり方を考える上での資料とすることとした。

第Ⅲ章 家庭教育事業の実態と問題・課題

本題では、市町村が実施する家庭教育事業の実態をみながら、その問題・課題について考察してみたい。特に家庭教育学級・講座については、調査を行った 20 市町村、69 学級の面接結果の概要を紹介しながら、個々の課題について考えてみた。

1 家庭教育学級・講座

(1) 学級予算・参加者・開設会場

① 面接調査の結果

ア. 学級予算

1 学級あたりの予算は、5 万 7 千円から 27 万 4 千円と市町村によって、かなりの差がみられる。又、市部と郡部の予算をくらべると、市部の 1 学級あたりの予算平均は 11 万 5 千円、郡部は 14 万 2 千円となり郡部の方が高額となっている。

イ. 参加者数

1 学級あたりの参加者数は、11 人から 120 人と大きな開きがみられる。又、市部と郡部の 1 学級あたりの参加者数をくらべると、市部平均は 34 人、郡部平均は 45 人と郡部の方が多くなっている。

ウ. 開設会場

公民館及び保育園・幼稚園・小中学校を開設会場にしている割合は、約 9 割である。公民館と保育園・学校等を開設会場として使用している割合は、ほぼ半々である。その他の開設会場は、集会所や行政施設等である。

② 課題と配慮事項

ア. 学級・講座の開設経費は、国庫補助によるもの、県費補助によるもの、市町村費（自主開設）によるもの等があげられるが、国庫補助は年々減少傾向がみられ、学級数減少の一因となっていると思われる。生涯教育推進の立場から、補助額の増額と市町村費や自主的開設の推進を配慮することも考えられる。

イ. 1 学級あたりの参加者数は、面接調査の結果によると 30 人から 40 人が多いようである。学習内容・地域実態等を考慮して効果的な運営が可能な参加者数（定員）を決定すべきであろう。

エ. 通常は、公民館や幼稚園・学校等が開設会場として使用されているが、学習時間帯・時季や学習内容等によっては、他機関などとの連携を深め、行政施設（保健センター・スポーツセンター・図書館・文化センター）や地区公民館・企業等に会場を移動したり巡回したりすることも検討すべきである。

(2) 開設期間・開設延時間・開設時間帯

① 面接調査の結果

ア. 開設期間

開設期間は、3か月から12か月と市町村によってかなりの差がみられる。開設期間の平均月数は、市部 8.6か月、郡部 7.1か月と郡部の方がわずかに短くなっている。又、開催延日数の平均は市部 10.7日、郡部 8.7日と市部の方が多くなっている。

イ. 開設延時間

開設延時間数は、10時間から45時間とその差は大きい。市部と郡部の開設延時間数をくらべると、市部 27.6時間、郡部 19時間と市部の方が多い。

ウ. 開設時間帯

開設時間帯は、午前開設 48%、午後開設 31%、夜間開設 21%である。このことを市部・郡部別にみると、市部では、午前開設 57%・午後開設 39%・夜間開設 4%、郡部では午前開設 42%・午後開設 23%・夜間開設 35%となり、郡部の夜間開設が特に多い。

② 課題と配慮事項

ア. 面接調査の結果から、開設期間は7～8か月、開設延時間数は20～25時間、開設時間帯は午前中が多いことがわかる。これらは学級・講座の内容や地域の特性及び参加者の実態をふまえて決定することが必要である。

イ. 開設回数は1か月1回の市町村が最も多いが、1か月2回の市町村もかなり多い。学習内容や参加者の実態・会場等を考慮して、1か月1回又は2回とするのではなく、弾力性に富んだ開設回数を工夫して参加者の学習意欲の継続を図り効果を高めることが大切である。

ウ. 参加者の要望をふまえて、参加者が出席し易い立場から夜間に開設したことを思われるが、夜間開設は昼間開設にくらべて参加者に参加意欲の継続が強く求められるであろう。特に就労婦人の増加も伴って夜間開設は望ましいことであるが、

参加者の生活条件や実態、特に要望を把握検討して開設することが必要である。

又、夜間開設の場合は市町村職員の勤務時間等の関係も課題の一つである。

開設者が運営委員会で自主的な運営が行われるよう配慮することも課題解決の一方法である。

(3) 運営の組織・方法・形態

① 面接調査の結果

ア. 運営委員会が組織されている市町村の割合は 52%である。このことを市部・郡部別にみると、市部 66%・郡部 37%と市部の方が運営委員会が組織されている割合が高い。

運営委員会の構成メンバーは、市町村によって、又、家庭教育学級・講座の対象者や開設主体者によって、かなり異っている。主な構成メンバーは、参加者代表・P T A代表・幼稚園・学校代表・育成団体の代表・保健婦・社会教育、公民館職員等である。

イ. 運営方法

運営方法には、運営委員会に任せているタイプと、教育委員会・公民館が全面的にかかわっているタイプがある。その割合は半々である。

ウ. 運営形態

運営形態には、教育委員会・公民館が直接運営しているタイプ、保育園・幼稚園・学校・P T Aに一部委託しているタイプ、保育園・幼稚園・学校・P T Aに全面委託しているタイプ、地区公民館に全面委託しているタイプ等があげられる。

② 課題と配慮事項

ア. 運営委員会の設置は、自主的な学習活動を展開をすすめるために必要である。

行政関係者が全面的にかかわっている市町村においては、参加者代表との話し合いの機会を多くして、参加者に役割分担をしたり、運營業務を少しずつ任せたりして自主的運営意欲を培うことに留意すべきであろう。

イ. 家庭教育学級・講座の運営を全面委託した場合、行政の事務担当者と委託先の担当者とのかかわりが一つの課題である。通常、委託先が学校の場合にはその担当者が教頭やP T A係が多いようである。行政の事務担当者は、家庭教育学級・講座の企画・実施にあつての留意事項について話し合いを深め、資料の提供等を行い効果的な運営が展開されるよう配慮すべきであろう。

更に、この場合には同じ幼稚園や学校へ通っている子どもの親で組織されることとなるので仲間意識を高めて運営参加の促進が期待されることを見落してはならない。

(4) 学習プログラムの立案及び展開

① 面接調査の結果

ア. 学習プログラムの立案者

立案者は、大半が社会教育課・公民館の職員である。運営（実行）委員会が立案しているのは3町、企画・立案の段階から参加者がかかわっているのは1市1町である。学校やPTAに委託している市町村では、委託先の担当者が立案している。

イ. 立案にあたって参考にするもの

参考にするものとして、「前年度の実績を参考にする」「参加者（希望者）からのアンケート調査の結果を参考にする」「運営委員会で協議する」「他市町村のプログラムを参考にする」「部・課内・学校内で協議する」等である。

ウ. 学習要求（内容）を把握するためのアンケート調査

学習要求把握のためのアンケート調査を実施しているのは3町で、大半が実施していない。しかし、前年度の感想文を参考にしたり、参加者によるモニター制を採用している市町村や、学級懇談会やPTA総会等で意見を求めて、プログラム作成の資料としている学校・PTAもみられる。

エ. 主な教材

「特になし」と「講師のレジメ」とこたえた市町村が大半である。一部、16ミリ映画や録画教材（親の目子の目・お母さんの勉強室・ママとぼく）を利用している学級がある。又、県教育委員会作成の資料を利用しているのは1学級である。

オ. 参加者が希望する学習内容

子どものしつけにかかわる身近で具体的な内容を希望する参加者が多い。その他としては、非行の問題・性教育・進路について等の希望がみられる。又、見学視察・レクリエーション・料理等の要望もある。

② 課題と配慮事項

ア. 学習プログラムは、学級開設にあたって効果的な学習活動が展開されるための

具体的・意図的な学習計画である。学習プログラムで共通する項目は、期日・学習課題又は内容・学習方法・時間・講師等である。学習課題と内容は学習テーマをあげている学級が多いが、これは学習課題と学習内容の二項目として学習課題はテーマ的なもの、学習内容はテーマに添った具体的な内容やねらい等をあげることが望まれる。

イ. 参加者の学習要求の把握には、担当者はかなり苦慮しているようである。参加者が学びたいという課題は、身近な具体的な即効的な内容が多いようである。把握に際しては、「何を」、「なぜ」学びたいかの立場で学習方法等を含めてニーズをつかむことが肝要である。

ウ. 参加者からは、要求課題として出てこない場合もあるが、現代社会・地域社会にかかわる学習を必要とする課題がある。この学ぶことが必要な課題と要求課題を関連づけて学習課題を設定し、その配列にあたっては学んだことが次の学習へ役立つように系統的に配列することが必要である。

エ. 「集団学習奨励費の運用について」の中で「家庭教育学級の企画、実施に当たっては、次の点に留意すること」から学習内容に関係のあるものをここに紹介しよう。

(ア) 「家庭教育学級の開設及び運営について」（昭和46年11月15日付 文社婦第172号社会教育局長通知）を参照すること。

(イ) 乳幼児をもつ親を対象とした家庭教育学級にあつては、特に、「乳幼児期における家庭教育の振興方策について」（昭和49年6月24日社会教育審議会建議及び同附帯資料）を参照すること。

(ロ) 明日の親を対象とした家庭教育学級にあつては、

㊦ 男女が共に参加できる学習内容をとりあげる等の配慮をすること。

㊧ 学習内容については、親になる前に学習しておくことが効果的と考えられる基本的な事項に焦点化して編成すること。

(ハ) 働く親を対象とした家庭教育学級にあつては、働く親が子育てと職業を両立するに当たって習得しておくべき子供の成長発達に関する基礎的知識や親の配慮事項等に焦点化して編成すること。

③ 学習プログラム計画例

次に、各学級の学習計画を市町村が実施しているものから一部紹介しよう。

◎ 家庭教育学級開設例

〇〇家庭教育学級開設要項

1. 開設の目的

家庭教育は、家庭で親が子に対して行う教育であり、子どもの人間形成の上から教育的影響の最も本源的な教育で、子どもは家庭の中で親の後ろ姿を見て育つといわれています。

次の世代を担うかけがえのない子どもたちですが、激動する社会の中で、教育にも様々の問題が起きています。体格はよいが体力がない。ねばり、根気、たくましさがない、勤労意欲がない、自己中心的である。又、校内暴力、家庭内暴力、いじめ、非行の低年齢化等、このような社会環境、家庭環境のなかで、どのようにたくましく、人間性豊かな子どもたちを育てていくか、親として私たちは真剣に考え、研修していかなければならないと思います。

このような意義のもとに、〇〇家庭教育学級を開設し、子どもたちの健全な育成をはかりたいと思います。

2. 開設・実施機関 〇〇市教育委員会
3. 開設期間 昭和61年5月から62年2月まで、年間20時間以上
4. 会場 〇〇公民館
5. 対象 年間を通して出席し学習できる方
6. 学習内容 家庭における子どもの理解と親のあり方などを中心に学習する。
7. 学級生数 44名
8. 会費 1人 1,000円(年間)
9. 運営 学級全体的話し合いをもとに、選出された役員によって運営される。
10. 役員

役 職	氏 名
学 級 長	○ ○ ○ ○
副 学 級 長	○ ○ ○ ○
書 記	○ ○ ○ ○
会 計	○ ○ ○ ○

◎ 家庭教育学級プログラム例

昭和 61 年度 ○○家庭教育学級学習表

期 日	学 習 課 題	学 習 方 法	講 師 ・ 指 導 者
5/31 (土)	開 講 式 家庭教育学級とは	講 義 映 画	○○公民館長
6/28 (土)	青少年の非行といじめ	講 義	家庭教育研究所長
7/19 (土)	スポーツと病気	講 義	○○病院長
8/8 (金)	人権と平和教育	講 義 討 議	社会同和教育主事
9/13 (土)	心の健康と生活指導	講 義 討 議	○○小学校長
10/11 (土)	才能と学習	講 義	○○教育事務所指導主事
11/15 (土)	情 操 教 育 童べ歌をうたおう	講 義 演 習	元中学校教諭
12/13 (土)	親と子のふれあい 折紙細工	講 義 実 技	元小学校長
1/10 (土)	郷土文化 『方言』を考える	講 義	元小学校長
2/13 (金)	閉 講 式 研 修 視 察	話 し 合 い 見 学	公民館職員

◎ アンケート調査を活用した学習プログラム例

〇〇保育園家庭教育学級学習計画表

回	月日	学 習 内 容	方 法	時間	講 師
1	5/13	開 講 式 幼児を持つ親のあり方	講 話	3	教育事務所
2	6/27	「テレビ、絵本、おもちゃ」の見方、与え方	講 話	2	画 家
3	7/12	基本的な生活習慣としつけ	講 話 話し合い	2	画 家
4	10/17	子供にとって親とは (父親、母親の責任と役割)	講 話	2	教育事務所 社会教育課長
5	11/27	子供の体と心の健康	講 話 話し合い	2	児童相談所
6	2/ 4	ことばと遊びと知能	講 話	2	学園理事長
7	3/14	思いやりのある子供を育てるために。 閉 講 式	講 話	3	画 家

アンケート調査より

学級生が学習したい内容(聞きたいこと)

- いじめられる子供に対しての親の対応の仕方
- 幼児の時から学習させる必要があるか
- 年齢別のしかり方
- 人の中で食事ができない。すぐに吐くがどうしたらよいかその対応
- 子供部屋は必要か、男の子の子は何才頃部屋を分けたらよいか
- 左ききの子供は右ききになおすべきかその対応
- 小学生になっても、家の中だけでは指をしゃぶる。
- 兄弟けんかについて
- 生活習慣(テレビ・食事(おやつ)・就寝時間)について
- 子供同士の遊び方の現実・状態・今後のあり方
- 子供の発育と食事(食品添加物の子供に与える影響)
- のびのび育てるためには
- 子供の非行を防ぐには(青少年問題との関連)
- 子供の心を開く、親と子のふれあいする方法
- 家庭で実行してある子供のしつけ
- 望ましい家庭教育のあり方

● 乳幼児をもつ親のための家庭教育学級例

実 施 要 項

趣 旨 新しく結婚された人、及び初めて妊娠された婦人を対象として、親としてのあり方や、健全な家庭づくりに関する学習及び妊娠・出産・育児についての医学的、心理学的な基礎知識の学習をする。

開設場所 中央公民館

対 象 者 新婚及び初めて妊娠された人

開設期間 9月11日～11月20日

原則として毎週木曜日 13:30～15:30

受 講 料 無料

カ リ キ ュ ラ ム

回	学 習 内 容	学習方法	時間	講 師	期 日	
1	明るい家庭づくり －結婚の知識－	講 義	2	福岡教育大学名誉教授	9/11	木
2	妊娠・出産の基礎知識	映 画 講 義	2	産婦人科院長	9/19	金
3	安産のために －こんにちわ赤ちゃん－	講 義	2	助産婦会会長	9/25	木
4	赤ちゃんのこころとからだ	講 義	2	福岡教育大学助教授	10/ 2	木
5	赤ちゃんのかかりやすい 病気と予防	講 義	2	小児科院長	10/ 9	木
6	親と子のコミュニケーション	講 義	2	心理教育研究所	10/16	木
7	・基本的な生活習慣のしつけ ・子育ての知恵 －わが家の体験談－	講 義 話し合い	2	学級生	10/23	木
8	近所づきあいの中での子育て	講 義	2	大谷短期大学講師	10/30	木
9	あそびの中での子育て －友達とのあそびのすすめ－	講 義	2	幼稚園長	11/ 6	木
10	子育てと女性の生き方 －親の自立は子の自立－	講 義	2	信愛女学院短大教授	11/20	木

受講生の心得について

1. 学習日は、始業10分前につき、入口の出席簿に記入して下さい。
2. 名札は必ず胸の左上につけて下さい。
3. 班編成について

出席簿の番号順(申し込み順)に第1班から第5班までの班をつくります。第1班から順に会場の後始末などの当番になります。

(5) 学習方法と講師・指導者の選定

① 面接調査の結果

ア. 学習方法

主な学習方法は、講義・講話が中心である。市町村によっては、1コマ2コマの話し合いや実技・実習を取り入れている学級もある。

イ. 講師・助言者の選定

講師・指導者の選定にあたっては、「講師一覧表（実績をもとに自主作成・教育事務所作成）から選定している」「直接大学等に紹介依頼している」「他市町村に情報を求めている」「教育事務所・関係機関に問い合わせている」等の方法で対応しているが、かなり苦慮しているようである。

その他では、分館長が選定、過去の実績を参考、PTA理事会・部内会議で選定している学級もある。

② 課題と配慮事項

ア. 学習方法

家庭教育学級は、参加者層や学習内容が限定されているので、講師・指導者による講義を中心とした学習方法によることがきわめて多い。学習方法は、社会教育審議会答申にもあるように、講義・講演のほか各種の討論法、実習、演示、劇化、見学、調査、自作の資料など、多彩の学習の方法がありそれぞれに特徴がある。

学習方法の選定にあたっては、学習内容や参加者の実態などを十分考慮して決定することが望まれる。特に、学習方法が講義中心であっても途中に話し合いを挿入して参加者の参加意欲を高めたり、学習内容によってはいくつかの学習方法を組合せて学習効果を高める等の工夫をすることが肝要である。

又、参加者の参加意欲を高めて、参加者相互の話し合いや討議等を取り入れることも必要である。

イ. 視聴覚教材の活用

テレビ（録画）を利用した講座が増加してきている。「ママとぼく」や「お母さんの勉強室」等のテレビ番組と一緒に視聴して、その内容について意見交換をしたり、指導者の助言で更に内容を深める活動がある。自宅で指定された番組を視聴してまとめておき、後日相互学習を行うこともできる。活用を検討して欲し

い。

ウ. 講師・指導者の選定と打合せ

講師は、講師一覧表・紹介依頼・情報交換等によって選定している。講師による講義・講演は、参加者が容易に獲得できない意見や理論や知識等の伝達には有効性の高いものである。しかし、反面参加者が受身となり学習が単調になり、講義の内容が参加者の期待する内容とかけ離れたものになる恐れもある。

そこで、事前に講師・指導者との連絡打合わせが、効果的な学習活動の展開に重要な役割を果たすことになる。事務担当者や運営委員は、事前に講師・指導者へ、参加者の実態・期待されている講演内容・教材・質問時間の設定などについての具体的な連絡打合わせを欠かしてはならない。

ある町では、参加者が講座の終了後に次回講座の学習内容について話し合い、期待する内容を整理して講師へ連絡して効果をあげている。

又、学習内容によっては、参加者が求めているものは、その学習内容について自分は何を考え、どうすればよいか等の場合が多く、地域のなかから体験・経験の豊かな方や実践家を選定し、その活用を図ることを積極的に推進することが必要である。

エ. 「集団学習奨励費の運用について」の中の「家庭教育学級の企画・実施に当たっては、次の点に留意すること」から学習方法に関係のあるものを紹介しよう。

(ア) 明日の親を対象とした家庭教育学級にあっては

学習方法については、乳幼児学級の参加者や育児経験の豊富な親との交流、相談など実践的な学習が行われるよう配慮すること。

(イ) 働く親を対象とした家庭教育学級にあっては

㊦ 学習方法については、講義に片寄ることなく、演習、実習、討議、グループカウンセリング、親子フォーラム等働く親に即した実践的な学習が行われるよう配慮すること。なお、学習を補完するため、通信による指導についても配慮すること。

㊧ 事業の実施にあたっては－(省略)－各参加者の学習活動の成果をもとにしたグループ討議や発表の機会を設けるなど、適宜、成果が学級に反映されるよう配慮すること。

◎テレビ利用学習のプログラム例

昭和 59 年度・家庭教育の指導のため

ー今、親に求められているものーにより

(昭和60年3月福岡県教育委員会作成)

学習テーマ	意欲を育てるには……		
学習内容	子どもの意欲(やる気)を育てるための親の態度を考える		
時間	学 習 内 容	学習方法	担当・助言
10:00 10:05	今日の学習のすすめ方について (話し合いの柱) 1. 今の子ども(あなたの子ども)に意欲(やる気)がありますか。 2. もし、意欲がないとしたらその原因は? 3. 意欲(やる気)を持たせるために、あなたはどんなことを考えます。	グループ 話し合い	グループ リーダー
10:30	グループ発表	口 頭 又は O H P	班 長
10:45	NHK(おかあさんの勉強室) 「意欲を育てるには」 北海道教育大学教授 板 東 義 教	V T R 視 聴	グループ リーダー 又は 助 言 者
11:15	視聴後の感想	口 頭 又は メモ用紙	班 長
11:30	(全体討議) 意欲を育てるための親の態度を考える (反省点と今後の課題)	討 議	グループ リーダー 又は 助 言 者
11:50 12:00	まとめ(方向づけ) 次回学習について		助 言 者 グループ リーダー

(6) 広報活動

① 面接調査の結果

ア. 参加者の募集方法

大半が広報紙を通じての募集である(12市町)。保・幼・小・中の園児・児童生徒を通じてチラシ(案内状)を配布しているのは7市町。関係団体に依頼(PTA新聞等に掲載)しているのは3市町。対象家庭にチラシを配布しているのは3市町。3歳児・妊婦検診の時にチラシを配布しているのは2市町。対象者に直接ハガキで案内(ダイレクトメール)しているのは1市。回覧板を利用しているのは1市。小児科病院待合室にチラシを置いているのは1市、となっているが2つ以上を併用しているところは半数である。

イ. 現状の広報活動の自己評価

「充分である」と回答したのは9市町。「不充分である」と回答したのは7市町。

はっきりと回答しなかったところは3市町である。

ウ. 問題点及び対策についての意見

- (ア) 事業の広報だけでなく、住民に主旨等を説明できる機会が欲しい。
- (イ) 職員・担当者の熱意ある取り組みが必要である。
- (ロ) 1回限りの広報では周知させることは無理で、くり返すことが必要である。
- (ハ) 企業や団体等にも呼びかける必要がある。
- (ニ) 口こみや感想文集の活用を積極的にはかるべきではないか。
- (ホ) 公民館報を発行したい。その中で広報活動に努めたい。
- (ヘ) チラシ+広報紙+全町放送等多方法による広報を検討したい。
- (コ) 予算不足で十分な活動ができない。
- (ク) チラシを児童・生徒を通じて配布しているが、親に確実に手渡していない。
- (ケ) 関心が低いので、意識を高めるための啓発活動に力を注ぐ必要がある。

エ. 参加者が集まらない理由

- (ア) 住民の関心が低い、意欲が足りない。 (イ)開設時間帯、会場に問題がある。
- (ロ) 広報活動が不十分で周知されていない。 (ハ)託児施設体制が不十分である。
- (ニ) 講座回数が多すぎる。 (ホ)就労婦人が多くなった。 (ヘ)学級に来なくても他に学習機会が多くある。 (コ)学習内容がむずかしく、おもしろくない。

② 課題と配慮事項

ア. 広報活動

家庭教育学級の広報には、家庭教育学級について「知らせる」「参加を呼びかける」「協力を求める」等のねらいがある。通常、家庭教育学級についての広報といえば、主として広報紙やパンフレット（ちらし）等を利用した参加者募集が中心になる傾向が伺えるが、家庭教育学級の主旨や学習内容の具体的な紹介は、住民へ家庭教育への関心を高めたり、参加意欲を喚起したり、理解を深めて協力への波及を求めたり等の効果があることに留意すべきである。

又、広報やパンフレットの作成にあっては、その表現にはイラスト化などの魅力的な表現方法を取り入れる工夫が望まれる。

面接調査の結果では、広報の媒体は視覚媒体である広報紙、PTA新聞、パンフレット（ちらし）等が利用され、配布方法にはさまざまな工夫がみられる。担当者の意見にもあるように1回限りの広報では、あまり効果は期待できない。他の方法と組み合わせたりして、くり返し啓発することが効果的である。特に、運営委員や担当者の口コミや婦人会等の集会の幕間を利用しての主旨や学習内容の具体的説明は、大きな広報効果が期待できる。

イ. 参加者が集まらない

参加者が集らないことの中には、定員に達しないこと、回を重ねる毎に出席率がおちてくる、参加者が固定化している等が含まれている。理由によっては、予算の裏付けが必要なものもあるが、担当者の熱意や創意工夫によって対応できるものもかなりあると思われる。出席率がおちてくることについては、欠席者にその日の学習のポイントをまとめて届けるとか、近くの人がいれば当日のことを訪問説明するとかの手だてができれば、次回出席は期待できるだろう。又、今後は、企業等の理解と協力を得て昼休み時間等を利用した企業内家庭教育学級の開設や社会教育関係団体と、協力して学級を開設するなどの取組みが望まれる。

ウ. 「集団学習奨励費の運用について」の中の「家庭教育学級の企画・実施に当たっては、次の点に留意すること」から広報活動に関係のあるものを紹介しよう。

明日の親を対象とした家庭教育学級にあっては、広報活動を十分に行うため、対象者の実態を把握するとともに、ポスター・チラシ等の配布、広報紙の活用、関係施設、団体を利用しての呼びかけ等多様な方法を創意工夫すること。

(7) 学級を開設・運営していく上での連携・協力

① 面接調査の結果

ア. 連携・協力の有無と連携・協力先及びその内容

学級・講座の開設及び運営にあたっては、各市町の大半は他の部局や機関・施設と連携・協力をしている。

その連携・協力先には、幼稚園・保育園・小中学校（PTA）等が多い。行政各課の連携・協力先は、総務部・民生課・青少年対策室・健康課・衛生課等、その他としては、保健所・警察署等があげられている。連携先を3～4か所あげているのは6市町村である。

連携・協力の内容は、会場の借用・共同広報・講師助言者の派遣・資料提供等であるが、会場の借用・共同広報の連携・協力が多いようである。

イ. 連携・協力の必要性及び効果と問題点

学級を開設及び運営にあたっては、関係のある部課・学校等との連携・協力は当然必要であり、その効果は大きく、特に広報活動では多大の効果があるとの意見が多い。

連携・協力にあたっての問題点としては、打合わせの日時の調整が思うようにいかない・協議時間をとるのが困難・会場提供をしぶる等があげられている。

② 課題と配慮事項

ア. 学級への他課等からの連携・協力は、主管課からの要請に基づく協力である。

その協力も単なる依頼による協力ではなく、学級開設の主旨を理解し家庭教育の重要性を認識しての協力まで高めることが必要である。そのためには、効果的な継続した広報活動が必要である。

イ. 連携・協力の必要なことは十分認識しながら、打合わせの日時の調整等に

問題がある場合がみられるが、代表者による打合わせや打合わせの内容の焦点化・主管課の出向き打合わせ等の創意工夫によって解決を図ることも考えられる。

ウ. 「集団学習の開設及び運営について」の中の「家庭教育学級の企画、実施に当たっては、次の点に留意すること」から連携に関係のあるものを紹介しよう。

明日の親を対象にした家庭教育学級にあっては、

㊦ 事業の実施に当たっては、母子保健、児童福祉等関係行政機関との連携に配慮すること。

(8) まとめ

① 本章の、家庭教育学級・講座については、対象市町村を訪問し、行政担当者等に面接して調査した結果を基盤に述べたものである。各市町村とも地域の特性をふまえて、効果的な学習活動を展開しているようであるが行政担当者によっては、問題や課題をかかえその対応に苦慮しているところもある。いずれにしても、新たな視点や評価をふまえて事業を見直し、対応していくことが今、強く求められていると思われる。

② 学級への行政職員のかかわり方を面接調査の結果からみると、㊦出席するのみ、㊧出席しない・運営委員に任せている。㊨進行等運営全般にかかわっている。㊩学習内容によっては講師・指導者として参加している等、公民館や学校（PTA）等の実施主体の差異や運営委員会等の有無によって、そのかかわり方は実に多様である。公民館等で学級を開設している場合に、学習計画から運営のすべてに職員がかかわっている例もあるが、家庭教育学級は集団学習の場であり、参加者の自主性が尊重され、運営への参加等を考慮すべきである。

③ 家庭教育学級の定義は、「親等が家庭教育に関する学習を、一定期間にわたって計画的、継続的かつ集団的に行う事業をいうこと」である。（昭46.11.5家庭教育学級の開設および運営について社会教育局長通知）

又、学習計画の立案についての基本的考え方として、「開設市町村が地域の実態参加者の実情を十分勘案し、参加者、開設場所、学習時間・方法、広報啓発等に創意工夫をこらし学習計画を立案するものである」と述べられている。（明日の親のための学級開設・運営資料）これらのことから考えると、地域の実態や参加者の実情を把握することは重要なことである。この把握した資料が、適切な学習計画の資となり、更に、効果的な学習活動を展開する原動力となることも期待できる。

④ 評価は、学習を確実に積みあげていく有効な手段といわれているが、評価は、学習計画や学習方法等を改善するためのものであり、参加者の学習意欲を向上させるものである。評価の領域としては、学習内容、学習方法、講師・指導者、開設会場、学習期間・回数・時間数、運営、広報、連携・協力等があげられる。地域の特性によって評価領域を限定することを考えるべきであろう。

評価の方法には、諸方法があげられているが、話し合いやアンケートによる評価は是非実施したいものである。

次にS町のアンケートによる評価例を紹介しよう。

● アンケートによる評価例

▽ 昭和 61 年度 家庭教育学級（お母さんの子育て教室）

- | |
|--|
| <p>1. 参加されたきっかけは何ですか。</p> <p>(1) 案内状が届いて。(2) 友人・知人に誘われて。(3) 広報をみて知った。</p> <p>(4) 公民館に立寄って知った。(5)その他()</p> <p>2. 参加していかがでしたか。</p> <p>(1) 良かった。その理由()</p> <p>(2) 良くなかった。その理由()</p> <p>3. 学習された内容について、ご主人との会話がありましたか。</p> <p>(1) はい (2) いいえ</p> <p>◎ はいと答えた方のみお書きください。その時のご主人の反応はいかがでしたか。 例. すぐ学んだことを実行した。子供の教育は君に任せると言った等</p> <p>()</p> <p>4. 開催回数は適当だったでしょうか。</p> <p>(1) 毎月1回年間10回程度がよい。(2) 毎月2回、6か月くらいで終わるのがよい。</p> <p>(3) 毎週1回、3か月くらいで終わるのがよい。(4) その他</p> <p>5. 開催時期はどうでしたか。</p> <p>(1) 夏季がよい。(2) 冬季がよい。(3) 1か年通してがよい。</p> <p>6. 開催日はどうでしたか。</p> <p>(火 水 木 金 土 日)曜日がよい。</p> <p>7. 開催時間帯及び時間数は、適当だったでしょうか。</p> <p>(1) 時間帯(ア午前中 イ午後 ウ夜間)がよい</p> <p>(2) 時間数(ア長かった イ適当である ウ短かった)</p> <p>8. 受講された学習内容以外で、希望するものがあればお書き下さい。</p> <p>(1)() (2)() (3)()</p> <p>9. もし、又このような学級に参加するとしたら、第1子のお子さんが3歳までの間で何歳頃が参加しやすいですか。</p> <p>(1) 0～6ヶ月 (2) 6ヶ月～1歳 (3) 1～2歳 (4) 2～3歳 (5)妊娠中</p> <p>御協力ありがとうございました。</p> |
|--|

2 講演会・研究集会

市町村教育委員会が主催し、実施している講演会・研究集会については第1章で紹介したとおりである。ここでは、市町村長部局、PTA、各種機関、団体が実施している家庭教育に関するものを列記して紹介したい。

(1) 講演会・研究集会名

- 青少年健全育成講演会
- 青少年健全育成学習会
- 青少年健全育成研修会
- 青少年非行防止講演会
- 青少年問題シンポジウム
- 家庭教育講演会
- 家庭教育研修会
- 教育講演会
- 青少年育成町民大会
- 青少年育成地区別懇談会
- 青少年育成実績発表会
- 青少年育成町民会議講演会
- 両親研修会
- 婦人団体指導者研究会
- 教育問題懇談会
- 親と子の人権映画のつどい
- 親と子の読書会

(2) 演題・研修テーマ

- 家庭教育の重要性と家庭の役割
- 新しい時代における家庭教育のあり方
- 伸びゆく子どものための家庭と地域の役割
- しつけと家庭環境
- 家庭の人間関係
- 家庭教育を充実させる学習課題と内容
- 共働きと子どもの教育
- 中学生と性教育
- 祖父母と家庭教育
- 青少年犯罪と家庭教育のかかわり
- 今、家庭教育に問われているもの
- 健康と子育てについて
- 家庭教育の諸問題
- 豊かな心の育成と親のかかわり
- あっとおどろくリーダー論
- 受験生をもつ親の心がまえ
- 現在社会の親子関係
- 健全な家庭づくり

(3) まとめ

県下で実施されている家庭教育に関する講演会・研究集会の主なものを列記して紹介したが、それをみると、青少年健全育成事業等の中で実施されているものと、学校とPTAが連携して実施しているものが多い。なかには、公民館（中央館・地区館）や区長会が協力して実施しているものや市町村長部局の関係課と連携しているところもある。

実施回数は年に1～2回程度が多く、なかには5～6回と継続的に実施している市町村もかなりみられる。

プログラムの組み方、学習方法、対象者等について創意工夫すれば、より充実した家庭教育学級・講座として学習機会と場の提供になるものや連携の方法によっては、もっと成果があがるもの、また継続的に学習できると思われるものがかかなり多くみられる。

3 家庭教育にかかわる指導者養成事業

先にみたように、教育委員会や公民館が実施しているこの種の事業はかなり少ないと言える。しかしながら、社会教育関係団体や各種機関が主催、または後援・共催の形で実施しているものはかなり多くみられる。

(1) 実施機関・団体名

- | | | |
|---------------|---------------|---------|
| ○ P T A | ○ 青少年健全育成市民会議 | ○ 住民福祉課 |
| ○ 学校（小中） | ○ 子ども会育成会 | ○ 民生課 |
| ○ 地区公民館 | ○ 青少年育成町民会議 | ○ 厚生課 |
| ○ 子ども会 | ○ 青少年健全育成村民会議 | ○ 衛生課 |
| ○ 保育園 | ○ 社会福祉協議会 | ○ 保健課 |
| ○ 婦人会 | ○ 親のつどい実行委員会 | ○ 産業振興課 |
| ○ 青年団 | ○ ニューモラル友の会 | ○ 体育課 |
| ○ 青少年育成会 | ○ コミュニティ協議会 | ○ 保健所 |
| ○ 青少年ふれあいセンター | ○ 公民館振興会 | ○ 幼稚園 |
| ○ 青少年問題協議会 | ○ 体育協会 | |

(2) 事業名

- | | |
|-------------|---------------|
| ○ 青少年健全育成大会 | ○ 子ども会指導者養成講座 |
|-------------|---------------|

- 地区懇談会
- 親子懇談会
- 健康教室
- 母と女教師の会研修
- P T A成人講座
- 婦人会講座
- P T A家庭教育学級
- 祖父母学級
- 幼児教育学級
- 役員指導者講習会
- P T A学級講座
- 0歳児からの親子教室
- 幼児をもつ親のつどい
- 幼児教育講座
- 30代～40代講座
- 50代～60代講座
- 育成会研修会
- 父親学級
- 青少年育成研究大会

(3) 内容（テーマ及び学習内容）

- 地域での子育て
- 家庭での性教育
- 家庭教育のあり方
- 家庭生活のあり方
- 親と子の交流は
- 家庭教育を考える
- 地域と家庭の役割
- しつけ
- 青少年の非行防止
- 夏休み、春休み対策
- 家庭教育をすすめるために
- 家庭教育懇談会（討論会）
- 青少年の非行実態報告研修と映画フォーラム
- 子育てシンポジウム / 87 /
- 野外活動学習会（講義と実技）
- 地域や家庭の人権尊重
- 母子で楽しむクラフト
- 子育て相談（講演と面接）
- ボランティア活動

(4) まとめ

家庭教育に関する学習活動を援助さらに充実していくためには、指導者の養成と確保が必至であることを痛感しながらも、財源、人材や研修機会の確保、他事業との関係等で家庭教育指導者の養成事業を実施するうえで、多くの問題をかかえているのが市町村の実態のようである。そのため指導者不足をきたし、推進上困難を生じている。

しかしながら、上記で紹介したものの中において、家庭教育に関する内容を組み、構成員は勿論であるが他の団体や機関にも参加要請をするなどして、家庭教育の指導者養

成を図り、知識や技術を習得する場や機会になっているようである。全体的にみて、この種の事業は落ちこんでいる分野といえる。

4 電話相談等相談事業

県下での実施機関等については、あとの資料編の中で紹介するので、ここでは省略することにする。最近では電話による相談件数は年々増加の傾向にあり、また相談機関も増設傾向にある。ちなみに福岡県立社会教育総合センターに設置されている「家庭教育110番」（昭和59年5月開設）での相談件数をみると昭和59年度が184件、昭和60年度が438件、昭和61年度が448件と年々増加している。

集団学習の機会の場を拡充することはもちろんであるが、今後はこの種の個人学習の機会や場を拡充することは大きな課題ともいえる。

5 学習情報提供事業

家庭教育に関する学習情報の提供は、市町村の広報紙、定期刊行物、公民館報等が大半を占めている。それ以外で、機関冊子や団体が啓発資料等を作成し、提供しているところもある。

その実情は、青少年健全育成事業・地区別懇談会、子ども会指導者研修会等を実施する際に作成し、参加者に提供している場合と、行政の広報機関（例えば区長会）や学校・PTAを通じて各戸に配布している場合が多くみられる。

市町村においても、年間を通してかなり多くの冊子や手引書等を作成し、提供しているが、その場限りになっているという声もあるので、今後はこれらの情報をどう活用していくか、また、活用させていくかが重要な課題である。

(1) 実施機関・団体名

- 青少年問題協議会
- 読書会
- P T A ・学校
- 市町村民会議
- 青少年育成町民の会
- 地区婦人会
- 青少年育成会
- 幼少年育成町民会議
- 地区子ども会
- 青少年健全育成連絡協議会
- 青少年健全育成推進支部
- 市町村長部局
- 青少年育成市民の会
- 社会福祉協議会
- 各種団体の会報
- 青少年指導委員会
- やがて春実行委員会

(2) おもな啓発冊子・手引書

- 青少年だより「はばたけ」
- 青少年のみちびき
- 青少年問題特集（市政だより）
- 家庭教育の手引（幼・少児編）
- 家庭教育特集（市政だより）
- 青少年活動事例集（報告書含む）
- 育成会だより
- 社会福祉協議会「社協だより」
- P T A新聞
- テキスト（家庭教育学習資料）
- 青少年健全育成啓発ビラ
- 家庭教育に関する標語
- 家庭教育に関するチラシ
- 各種団体、機関の広報紙、会報
- 青少年の体験集（作文集）
- 各種の強調月間（週間）ポスター

(3) まとめ

人々の学習情報に対する要求は、多様化、高度化しているにもかかわらず、今回の調査からみる限りでは、この種の事業はまだまだ不十分な面を多く残しているのが現状である。

生涯教育思想の普及、情報化社会の到来等社会が変化する中で、情報提供の場や機会の多い少ないは、これからの教育（学習）や生活様式を大きく変化させる可能性をもっているだけに、今後、ますます重要な分野であり、研究を重ね開発し充実していかなければならない。

第Ⅳ章 今後、期待される家庭教育事業のあり方

1 家庭教育の意義と国・県の奨励策についての概要

(1) 家庭教育の意義と奨励策の特徴

文部省社会教育局は、「家庭教育に関する施策の現状」（昭和40年2月作成）の中で家庭教育の意義と奨励策の特徴について次のように述べているのでここに紹介する。

「家庭教育は、両親の本源的な教育権にもとづく第一次的な教育であって、家庭で両親が子女に対して行う意図的教育である。家庭教育は、両親の深い愛情による愛護の下で、心身ともに安全だという親子の信頼の雰囲気の中で行われる、きわめて自然な教育であって、こどもが生まれてから大人になるまで行われ、肉体的、心意的、精神的、国家公民的教育の全部に及び、道徳教育、宗教教育にその特色があるとされている。

このように、家庭教育は、両親のこどもに対する自然法的教育権にもとづいて、家庭という私生活の中で行われる教育であって、それは、公的な学校教育と異なった性質をもっている。しかし家庭教育のめざすところは、教育基本法に明示する教育の目的に沿うものであり、学校教育および社会教育との密接な連けいを保って行われなければならない。

したがって、国や地方公共団体が家庭教育を奨励する具体的な方法は、社会教育の領域の中で、両親等が家庭教育について学習する場を提供するという形で行われる。

それは、家庭という私生活の中で行われる教育を画一的に一定の方向に拘束しようとするものではなく、学校教育、社会教育との関連において家庭教育上両親等が注意しなければならない共通の問題について学習する機会を作り、それぞれの家庭で行われる教育の参考に供しようとするものである。」

(2) 国の家庭教育についての奨励策

ここで、国の家庭教育についての奨励策を歴史的に概説してみよう。

国が行政上、家庭教育の振興を大きくとりあげたのは、昭和5年である。「家庭は心身の育成、人格涵養の苗圃できわめて重要である」とし、学校における保護者会、父兄会、母姉会等に家庭教育の指導を要請し、社会教化団体、とくに婦人団体に指導奨励を求めている。昭和16年には、教育審議会から社会教育上の諸問題について改革の方策の答申をうけている。終戦直後まで母親学級の委嘱開設や指導者講習会の実施、家庭教育相談所の整

備活用等につとめている。

昭和20年には、新日本建設の教育方針に則り、引続き母親学級の委嘱開設などを実施、婦人会の結成普及を奨励した。昭和21年には、母親のみならず両親の教育のために利用するものとなり、昭和22年からは、社会学級にあらためられ、男女均等の立場から一般成人を対象とする成人教育の場となった。

その後は、各種学級・講座の中で、又P T Aや婦人会の活動の中でも、青少年の健全育成・家庭教育の問題がとりあげられてきた。

昭和26年ごろからの戦後の急激な社会的変化は、青少年問題についても大きな社会問題を提起し、青少年問題協議会が設置されるなど、その後も健全な家庭づくりと家庭教育の充実・青少年の健全育成活動と総合的な育成策の樹立が急がれた。

昭和37年度に、文部省は社会教育審議会に意見をもとめ家庭教育の振興施策を検討するとともに、指導者向けの家庭教育資料の作成に着手している。

昭和38年度には全国および地区別家庭教育研究集会等を開催し、昭和39年度には国の家庭教育関係予算も大幅に増額され、全国的に家庭教育学級の開設が奨励された。

国・県市町村が、家庭教育に関する奨励策として、社会教育の場で両親や一般成人に対して家庭教育に関する学習の機会を提供しようとした理由については次のように述べている。

- ① 婦人学級や社会学級等の目的・性格から、そこにおける家庭教育学習が全体の学習時間の15%ないし20%程度にとどまっていること。
- ② 学習に参加する大部分が婦人であり、さらに成人全体の10%に満たないことから父親をも対象とし、また、より多くの成人に学習社会の提供をする必要がある。

ことなどもあげられている。（「家庭教育に関する施策の現状」文部省社会教育局 昭和40年2月作成を参照）

(3) 福岡県における家庭教育関係事業の推移

本県における家庭教育学級の推移については図-1（P2参照）のとおりである。

前述のとおり、昭和39年度から家庭教育学級が開設され、昭和41年には市町村単費による学級の開設。昭和45年度には、家庭教育相談事業の研究委嘱が導入され、続いて48年度に3才児を長子にもつ親を対象に「家庭教育幼児期相談事業」が発足した。

昭和50年度には「乳幼児家庭教育学級」が、さらに昭和56年度には、「明日の親のための学級」が開設推進され、昭和61年度は新たに、「働く親を対象にした家庭教育学級」が開

設されることになった。

又、昭和54年度からは「家庭教育総合セミナー事業」を5か年、昭和59年度からは「家庭教育総合推進事業」に引継がれ展開されていることは周知のとおりである。

本県における各年度毎の調査研究の詳細については、報告書等（別掲資料紹介参照）を作成し配布してきたところである。

2 家庭教育事業の学習領域

家庭教育総合セミナー事業や家庭教育総合推進事業の調査研究において、親の養育態度・行動には「無意識の過保護」や「一部放任」があり、子ども自身は基本的な生活習慣の欠如があることが指摘された。

56年度の調査研究資料「福岡県における小学生をもつ父親の養育態度の行動の実態（その2）」の中では、親の過保護傾向を要約し、次の5点をあげている。

- ① 子どもが本来自分でできること、あるいは自分ですべきことを先取りし、世話を
する傾向が強い。
- ② 安易に物を与える傾向が強い。
- ③ 子どもの要求を安易に受け入れる傾向が強い。
- ④ しつけのために叱ったり、注意したりする親は決して少なくないが、その叱り方に
一貫性のない傾向がある。
- ⑤ 手伝いをあまりさせていない。

さらに、「時代の風潮がどうであろうとも、子どもが一人前の社会人として育っていくためには、当然身につけておかなければならない、習慣、技術、態度すらも、過保護や一部放任によってきちんと身につけていないという状況は、すでに誤った子育てといわなければならない」といい、「両親が子どもをどのように扱い、育てるかによって、意欲的な子どもにも、無気力な子どもにも、たくましい子どもにも、ひよわな子どもにも、優しい子どもにも、意地悪な子どもにもなるのである」ともいっている。

各種の研究成果と相まって、近年急速に伸びを示している学級開設の気運は、家庭教育に対する関心の強さのあらわれであろうと思われる。

ちなみに、昭和39年度の全国家庭教育研究集会の資料（学習内容を考える際に留意すべき事項として）をみると、学習内容の領域について、次のような留意点をあげているので紹介する。

- ・子どもの教育のねらいは、子どもがそのもちまえを發揮して将来生きがいのある人生を送ることができるよう助けることにあるから、子どもの心身の成長発達と家庭生活との関係を理解することが重要である。
- ・また、家庭・学校・社会がそれぞれ受持つべき教育的役割と、その相互関係について知ることが重要である。家庭では人間らしい情感や道徳性、学校では知識や技能、社会では社会性や市民性が最もよく培われる。
- ・親の姿やあり方、また、家族のだんらんや行楽の持つ自然の教育的影響について学ぶべき面がある。
- ・また、家庭における意図的な教育として、親の生き方について子どもの理解を得ることや、子どものよい相談相手になれることがあり、これらに関する領域がある。
- ・家庭教育は、最終的には個々の家庭の問題であり、集団的な解決をまつようなものではないことを知ることが大切である。

20年余を経過した家庭教育に関する事業も、「乳幼児家庭教育学級」「明日の親のための学級」さらに「働く親を対象とする学級」等々多岐にわたって開設されるようになり、それぞれに、さらに学習形態、運営方法にも特色ある進め方が求められ、子どもの発達段階に応じた学習内容や参加者の生活課題に適したプログラムの展開などが要求されている。

例えば、少子家庭・核家族の生活様式の中で、かつては祖父母や近隣の相談相手があり、家庭生活・社会生活もきわめてオープンで、見聞する育児方法の中から自然に習得したことも、いまでは体験する機会を失い、育児相談機関を利用したり、極度に神経質になったりしているともいわれている。乳幼児期にはその時期に適合した学習計画が求められ、「働く親のための学級」では、子どもたちも上学年であることが多いことが考えられ、学習計画の企画・立案にあたってはかなり苦慮されていると思われる。

さらに、相談事業、学習情報提供事業、指導者養成事業等についても、積極的に資料や情報を集収、整理、提供できるよう求められており、青少年健全育成事業等の地域の教育力を高める活動もますます重要になってきている。

このように家庭教育に関する事業はきわめて広範な領域にわたってきており、「明日の親のための学級」に見られるように、子どもの誕生以前から成人全般にかかわっての学習領域を考えていかねばならない状況にあるといえる。

3 家庭教育学級の開設・運営

一般的に、社会教育関係の事業は、学校教育とは異って、あまり形式や規則にとらわれず、参加者の自由な着想や相互関係で活動が展開されることが多いが、学級や講座の運営には、やや系統的・組織的な形式主義的な部分が残されている。そしてそのことは、担当職員の描く学級像のイメージとして強く印象づけられているともいわれている。

組織的な活動に参加するとき、参加者はある刺激や触発をうけて活動に入ることが考えられる。

家庭教育学級についても、育児不安や子どもの生活指導についての悩みや情報を求めている親が、行政広報・PTA新聞、チラシ・友人等を通じて学級・講座に参加することになる。具体的な展開は、開設の趣旨に基づきすすめられるが、参加者の構成や属性によってさらに学習内容・方法が工夫されていくようになる。学級には国・県費の補助をうけて開設されているもの、市町村単費開設のもの、また、運営も、市町村教育委員会が学校やPTAに委託するものやいずれの補助もうけないで幼稚園や保育園・団体等が主体的に開設するもの等々がある。なかでも最近では、とくに自治・町内公民館等が市町村の助成をうけて開設する傾向が強くなってきている。

これからは、できるだけ身近な場所で、日頃からの顔見知りの者同士、気楽に楽しく学級が利用されるよう推進されることが期待される。

つぎに、学級の展開については、できるだけ参加者自身の運営参加を促すよう進められなければならない。参加者一人ひとりのもつ課題の調整やプログラム化に直接参加する運営委員会や世話人会を充分活用したいものである。

社会教育の大きなねらいのひとつには、学習参加者が主体的に学習の方法や学習内容を自ら必要に応じて設定していくよう育成するということがあり、担当職員としては、可能な限り条件整備を図り、積極的に援助・協力しながら、適切な助言ができるよう研さんに努めなければならない。

(1) 学習計画の立案

家庭教育学級に限らず、学習プログラムの良否は参加者にとって最も重要なことであり効果的な運営のポイントでもある。参加者の学習要求を把握し、学習課題へ結び、講師助

言者・教材の積極的な活用を図り、学習方法を決定し、さらに、話し合い等の方法も導入し、楽しく学習できるように配慮していくことが肝要であろう。

したがって、学習課題を明確にするためにも、学習参加者の生活や意識および学習内容の希望等をアンケート等で調査することも必要である。

さらに、地域の課題や教育課題なども加味しながら計画立案していくことも必要になるであろう。

学習プログラムの編成にあたって、早稲田大学、日高幸男教授は、編成上の留意点として次のように述べている。（「社会教育実践の方法・技術」財団法人 全日本社会教育連合会）

- ① 目的が明確で到達できる目標が定まっていること
- ② 目的・目標が適切であり、時宜を得ていること
- ③ 地域の状況、学習者の日常生活や意識の実態に即していること
- ④ 内容が精選され、焦点化されていること
- ⑤ 内容は適切に配列され、つぎの学習への発展への足がかりとなっていること
- ⑥ 学習のための資源の活用が充分計られていること
- ⑦ 多様な学習方法が適切に組み入れられていること
- ⑧ 時間的、経済的負担についても充分配慮されていること

学習計画の立案にあたって、運営委員会等がかかわって作成しているところもあるが、単年度開設学級の場合、担当職員が学習プログラムを作成（多分このような内容が、参加者にとって必要なテーマや内容であろうとの思いから）提示し、参加者を公募、または関係母集団へ案内し学級開設となる。しかし、ここで大切にしたいことは参加者と十分に運営について理解しあい、必要ならば軌道修正するぐらいの余裕をもちたいものである。

(2) 学級運営と展開

まず、「学習目標・課題や主題と内容」さらに「講師・助言者、教材活用」等々が年間計画作成時に作表される。開設する前に運営委員会や学級生代表の参画を求め十分に検討を加えるならば、そのプログラムは、お仕着せのテーマや内容ではなく参加者自身の手づくりのものとしての印象と興味関心をさそうものとなるであろう。

なお、講師中心の学習形態は、講師と学習者個人のストレートな関係を生みやすく、進

め方としては、いろいろの学習方法が組みあわされた展開を考えたいものである。

とくに、学習の成果は単に学習者の知識・技能の向上のためだけにあるのではなく、それは家庭はもちろん、地域社会へ還元されることが期待されているといえる。

(3) 教材の活用

学習計画に参加者の意見・要望を充分とり入れようとするとき、内容がきわめて具体的なものに集中することがある。その際講師等の助言を主とする場合は別としても、多くの教材や資料が必要となるだろう。例えば県社会教育総合センターは16ミリ映画、ビデオ教材、郷土学習教材、調査研究資料等々多くの教材や資料を保有しており、また他の機関も（例えば消防署、警察、保健所等）それぞれが教材を提供している。学習プログラムによっては、これらの資料も充分活用できるものである。さらに社会教育関係の放送番組や、郷土の研究家の保有する身近かな資料もある。

とくに、学級終了時に多くのまとめや感想文集が作成されているが、立派な教材であり身近かな体験として学級活動に生かしたいものである。

(4) 学級運営のための経費

事業を運営するに当たって、いつも話題になるのは予算が少ないことである。限られた枠の中で最高の効果を求めようとするとき、結論としては「お金がなければ知恵で勝負」しなければならないといえる。高額な経費を計上したからといって、それは直接参加者の満足度を充足することにはつながらない。

学級・講座が、楽しい人間関係を基調にしながら、お互いの悩みや問題解決の場として一人ひとりが主体的に参加する学習を喜びあうことからスタートするとき、必要ならば個人にかかわる経費負担を考えることもあろう。いずれにしても、今後は少ない学級経費を補う運営の方法を開拓しなければならないであろうと思われる。

(5) これからの学級運営

家庭教育に対する関心はますます高まりつつあり、数多くの学級・講座が開設されていくこ

とになろう。そして担当職員に寄せられる期待も比例して多くなるだろう。そこで次のことを提案しておきたい。

- ・講師・指導者は、身近かな先輩（育児経験者や老人クラブ・郷土研究家）に求める。
- ・教具・教材は学習参加者みずからが選択し、できるなら自作教材の制作まで手がける。
- ・学級経営を円滑にするために、指導者団と学級生代表・担当者の研修の場を設定する。
- ・学級参加者は学習による成果を地域や母集団で生かし、地域自立学級の開設に努力する。

現状では、学級・講座の多くは行政や施設が開設するものが大部分であるが、最近は団体やとくに自治・町内公民館等が開設する傾向にある。そうした中であって、市町村の教育委員会や公民館が、家庭教育にかかわる講師・指導者・学級生代表者等を一堂にあつめ交流研修会等を実施するなどして、開設推進のための援助を図ることが必要である。

研修の成果がそれぞれの母集団活動に生かされ、家庭教育の課題・問題が明らかにされ、具体的生活の場における各家庭の問題とされるよう訴えていくとき、地域全体の課題として再浮揚してくる。そのことが学習内容としてとりあげられるというサイクルを作りたいものである。

「学級生が集らない」とよく言われる。「集めるより集まるようにしよう」ともいわれる。担当者にとってこれほど難しいことはあるまい。そこで学級運営の要点を再度点検してみよう。

- ・興味や関心を引く内容であること（参加して楽しいこと）
- ・参加しやすい時間帯であること（就労婦人や昼間参加できない者は）
- ・新しい友達との出会いを作ること（同じ悩みや苦しみをわけあえる場を）
- ・担当職員や世話人はすぐれた接遇者となること（入りやすい施設・雰囲気をも）

そのほか、参加者自らが「お客さんから主体者へ」と意欲的に運営に参加できるよう配慮したいものである。

4 家庭教育関連事業との連携・協力

教育委員会や公民館が行う学級・講座や事業の外に、他の部局や課が実施している子どもの養育にかかわる事業活動は、非常に広範な領域にわたっており、保育行政、母子保健、母子福祉、健全育成、非行防止、心身障害児福祉等々の施策のもとに各種の事業が展開されている。

これらの関連行政施策に基づく事業や行政委員会、さらには関係職員や活動家、指導者との連携・協力もまた必要なことであろう。

昭和61年11月に実施した「生涯教育にかかる事業調査」（福岡県教育委員会）によると、青少年を事業名に冠した活動は、県内市町村教育委員会では、233件、市町村長部局で48件あり、その実施については市町村長部局と教育委員会の連携・協力の大きいことが判明した。

その外、社会教育関係団体、健全育成市町村民会議、その他との共催等で講演会、研究会などの事業が多くおこなわれている。関係機関相互の情報を交換交流させることにより、家庭教育のベースを高める努力が今必要になっている。

5 研究集会・講演会

一般的にこの種の事業は、講師の講義を中心に進められることが多く見られる。講義も非常に有意義ではあるが、参加者がそれぞれの母集団への帰属意識のないまま、単に個人学習となる場合は、その波及効果を期待することができなくなるおそれが生じてくる。

すでに各所で実施されているが、参加者を主体に、例えばパネルディスカッションや、身近な先輩や顔見知りの専門家(教師・医師・保育関係者等々)のシンポジウム方式を導入した話し合いなど、具体的な話題から課題解決へ接近する進め方もあろう。

大切なことは、その事業が、リーダー養成へ発展的につながり、結果として家庭教育力の向上へ、地域社会全体の教育力へ結集される工夫が考えられなければならない。

6 指導者養成事業

現在、県では家庭教育総合推進事業(家庭教育指導者研究協議会)を通して指導者の養成にあたっているところである。

昭和61年度の「家庭教育指導者研究協議会」は59年・60年度に引続き、家庭教育機能を補完する地域活動の活性化を図るため、指導的立場にある人々を参加対象として、過去の諸調査をもとに「今、親に求められるもの」を研究テーマに、地域の実状に即して、今日の家庭教育の課題に対処する具体的、実践的な方策を研究協議した。

家庭教育の直接事業に携わる講師・助言者と学級生代表等との研究会や交流・講演会・

研究会やその他の事業の項でもふれたが、家庭教育の意義や目的、学習課題の発見と提供のあり方等を研究し、理解者を求め、リーダーシップの醸成を図る新規事業の開催が急がれる。

昭和59年3月、福岡県の社会教育委員の会議は「豊かな心を育て、活力ある地域社会をつくる、社会教育の振興方策について」建議をした。その中で、生涯教育を推進する指導者の確保について「各種の活動を通して、人びとの関心を高め、意欲を喚起していくとともに推進役としての指導者を豊富に確保することが必要である」として、その指導者としてはあらゆる分野の中から、さらに、民間ボランティアなど幅広い層が考えられると述べている。そしてこれらの指導者を市町村が行う社会教育の事業や民間団体の活動等に有効に活用するために、「指導者と学習者とを結ぶ市町村の社会教育主事、公民館主事等の役割が一層重要になる」といい、市町村の担当職員の資質の向上を訴えているのである。

7 家庭教育情報提供や相談体制の整備・充実

家庭教育に関する情報ばかりでなく、いま人びとの周囲には大量の生活情報が流されている。育児指導書や青少年の生活にかかわる問題行動に対する多くの論評、その他情報がうずまく中で、親たちはきわめて高い知識を得ているという。しかし、その反面いわゆる「知恵」が学習されていないともいわれている。それだけに育児についての実際や、問題行動に対する具体的対応の仕方について助言ができるように、学習情報提供や相談体制の整備・充実が急がれる。

県内にも、いろいろの相談機関が設置され相談に対する助言がおこなわれているが、市町村においても、良質の情報を用意し必要とする人びとに助言したり、情報の交通整理をするために情報源情報の収集・提供に努めることが期待される。

8 今後の課題

これからの学習機会提供のあり方としては、総合的な研修テーマで幅広い参加者を募るといったやり方ではなく、課題別、領域別、対象別、ライフステージ毎といった内容でテーマを焦点化し、多くの学習の機会・場をもつ方向で考えたいものである。いわゆる参加者の個々の課題を解決する場をも併せて整備することである。そこで、最後に次のことを

提案しておきたい。

- ① 家庭教育に関する「学習の場の拡充・内容の充実」に努める。
- ② 学級・講座・事業等の参加者それぞれが「地域の教育力を高める活動推進」の原動力として先導的役割を担うようなリーダーの育成に努める。
- ③ 各関係機関の団体と家庭教育に関する共通の課題や問題その他連携可能な事項について、密接に協力・提携し、相乗的効果と「学習活動・母集団でのリーダーシップの醸成・指導者等の養成」に努める。
- ④ 「学習情報の収集提供・相談窓口の設置と情報源情報の収集整備」を図り、相談機関等の把握、紹介資料の整備に努める。

ともあれ、学習社会への移行が急速に進行している中であって、行政は「いま何をなすべきか」をあらためて考える時であると思われる。「集団学習の意義はどこにあるのか」「住民の学習要求をどこでどのようにとらえ、事業にどのように反映させるのか」また「父親学級の台頭」「共働きと家庭教育」「就労婦人へのアプローチ」等々いまあらためて行政課題として、調査研究を推進しなければならない時を迎えていると言えよう。

資 料

- 1 視聴覚教材を利用した学習について（特別寄稿）
- 2 昭和 61 年度家庭教育総合推進事業の概要
- 3 市町村の家庭教育に関する学習機会提供事業についての面接調査項目
- 4 面接調査結果の概要
- 5 家庭教育学級学習テーマ一覧
- 6 家庭教育関係資料及び 16 ミリ映画教材一覧
- 7 家庭教育に関する相談機関一覧

1 視聴覚教材を利用した学習について（特別寄稿）

現代は、「変化」の時代である。かつて 10 年ひと昔といわれていたが、今や 10 年前に習った知識は時代おくれとなり、あまり役立たなくなっている。それほど現在は、大きくゆれ動いている訳である。産業や文化も、家庭や精神面でもすべてをまき込むような大きな変化が社会全般に起きている。

その原因としては、世界的な経済の転換期をむかえていることのほか、新素材やバイオテクノロジーなどの新技術の登場と、なによりもコンピュータと通信が結びついた高度情報革命と呼ぶべき、人類がかつて経験したことがないような時代の激動期に直面しているからである。

昭和 31 年、九州で初めてのテレビ放送が福岡ではじまった当時、受信契約数は、わずか 2,026 件のごく限られた人達が享受できる小さなメディアでしかなかった。

しかし、この 30 年間にテレビは、ほぼ全世帯に普及し、技術革新の中で大きく進展し、いまや社会のさまざまな活動に組み込まれ、あらゆる分野に大きな影響を及ぼすようになった。

ひとくちに学習に視聴覚教材を利用する場合でも、その種類は、映画、スライド、OHP、ラジオ、テレビ、ビデオ、コンパクトディスクなど多メディア時代をむかえ、多数の教材がはん乱している。その中で今回は、放送を利用した学習について述べてみる。

ちなみに学校放送は、昭和 10 年にはじまり、今では、幼保、小、中、高校でまんべんなく利用され、60 年度の調査によると、小学校では 96.7% の学校で利用されている。

従って、「放送番組」を学校教育の場だけでなく、社会教育の分野でも利用することにより、広い視野で学習に取り組み、学習の活性化を望みたい。

社会教育で放送利用学級・講座が開設されている市区町村は、全国で 1,016 市区町村（3,276 全国市区町村の 31.0%）で、2,957 学級・講座が開設された。

地方別の実践率（放送利用学級・講座開設立）は、四国 48.6%、北海道 48.1% で、九州は 23.2% となっており、四国の半分以下である。100 以上の放送利用学級・講座を開設している都道府県は、岐阜県 234、続いて鹿児島県 147、広島県 112 である。ちなみに福岡県は 75 である。なお、県平均は、55.8 学級・講座である。

私たちは、ほとんど毎日何げなく単なる娯楽機関としてテレビを「見ている」と思うが、「見る」という言葉には次の三つの意味がある。

1. 目にとめて内容を知る（ながめる）
2. 判断する（観察する、診断する、評

価する) 3. 自ら経験する (試す)

ブラウン管に映し出される人物や風景やできごとを見て、感動したり驚いたりしながらあるがままに受けとめる見方。また、ただテレビを見るだけでは物足りなくなり、テレビに出てきた場所に行ってみたり、書物でさらに調べるのは、「自ら経験する。(試す)」見方といえるだろう。放送を見せ放しにしておくと、興味本位のおもしろさ、おかしさのままであり、知的好奇心をくすぐる楽しさはできないようである。

しかし、放送を見た後に話し合いの時間をとり、お互いの感動や疑問など各自の多様なイメージをぶっつけあい、見直すことによって、単なる「ながめる」という「見る」から、「注意深く観察し、判断し、評価する」という「見る」に発展していこう。

生涯学習においても放送は、有効な力を発揮するが、それも見方次第である。

では、ここで放送番組を利用した学習方法について述べてみる。

<番組の利用方法>

1. ナマ番組の利用
2. 録画番組の利用

これまでほとんどナマ番組の利用であったが、ビデオの普及により録画番組の利用が年々増加している。録画することにより、講座の開設時間の設定が楽になった。

<番組の視聴形態>

1. 集団視聴
2. 個人視聴

かつてほとんど集団視聴であったが、最近は個人視聴が増えてきた。効果的なのは、決められた番組を家庭で個人で見て、学習時に全員で集団視聴することである。

<放送利用の特性>

1. 放送番組は、一般的に学習に具体性を与え、参加に興味を喚起する。
2. 効果的な活用をはかれば、学習に意欲的、主体的に取り組むようになり、学習の活性化がはかれる。
3. 地域に合ったテーマの番組が選びやすく、ビデオテープは何回も利用することができるので経済的である。

<放送番組を有効に活用するために>

1. 的確に位置づけた年間計画の作成。利用番組の確定と学習構想の立案。

今までの経験をもとに、必要と考えられる番組を洗い出し、関連表に位置づける。

2. 番組を効果的に活用した学習の実践
3. 利用番組の作成と管理

関連表に位置づけた番組を学習で活用し、その実践に基づいて検討を加え、修正、差し替えを行う。

<学習構想の立案>

1. 導入の段階

学習者に問題意識を喚起し、継続学習を促す。

2. 展開の段階

- ・新しい見方や考え方に気づかせ、学習者の追究をより深いものとする。
- ・イメージや実体験しにくいことを補い、理解を深める。
- ・録音や録画したものを再生することにより、学習をより深める。

3. 学習の実践

- ・学習の中に内面的な行動化、外面的な行動化集団への指行した行動が見られるか。
- ・それらの行動が放送利用とどうかかわっているか。

4. 利用番組の作成

- ・テレビ・ラジオ番組の録画・録音。
- ・自作テレビの作成。

5. 利用番組の管理

- ・ビデオテープなど領域別に番組を利用しやすいように分類管理する。

いずれにしても社会教育は、学校教育と異って学習に強制力を持たないし、楽しくて自分に役立つものでないと長続きしない。指導者の柔軟な対応が必要である。

現在社会の中で、私たちは国の内外の出来ごとや生活に必要な情報を、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌などのメディアを通じて得ている。しかし、情報化が進む一方で、有り余る情報の洪水やその質が問題になってきている。

こうした状況の中で、マスメディアを主体的に活用することの重要性が一層高まるものと思われる。放送番組を生涯学習の場で利用することにより、変化する社会、経済、教育、文化などを的確にとらえ、それぞれの地域にあった番組テーマを選び、学習の活性化に役立ててもらいたい。利用するにあたっては、まず指導者が番組をよく視聴して、内容を理解することである。そして、放送のために学習があるのではなく、学習のために放送があることはいうまでもない。(NHK福岡放送局 副部長 西村 健也)

2 昭和61年度 家庭教育総合推進事業の概要

1 事業の趣旨

家庭を取りまく経済社会状況が変化し、青少年の問題行動が増加する中で、今日の家庭教育の課題に対処するため、家庭教育総合セミナー事業の成果を更に発展させ、総合的な視点から家庭教育の充実方策を推進し、その振興を図るために実施するものです。

2 事業の内容

(1) 家庭教育企画推進委員会の設置

当面する家庭教育上の諸問題を調査研究し、具体的・実践的な解決方策を探求し、その他の事業の企画、実施及び評価等を行うものです。

- ・第一部会主題 望ましい子育てを親が実践する場合の具体的な方法
－親の後ろ姿について－
- ・第二部会主題 市町村の家庭教育事業の現状とその考察

家庭教育企画推進委員名簿

◎は部会長

年度	昭和60年度	昭和61年度
委員長	岡部 弘道(九州大学健康科学センター)	岡部 弘道(九州大学健康科学センター)
第一部会	◎久家 貞美(福岡県立社会教育総合センター)	◎森 紘(九州大学)
	横山 正幸(福岡教育大学)	秦 政春(福岡教育大学)
	中島 幸一(福岡歯科大学)	木村 辰也(仲原小学校)
	森 紘(九州大学)	尾籠 宏子(稲築東中学校)
	尾籠 宏子(稲築東小学校)	—
	福原 桃代(主婦)	—
第二部会	◎河角 英雄(田川市教育委員会)	◎河角 英雄(田川市中央公民館)
	井上 正明(福岡教育大学)	西村 健也(NHK福岡放送局)
	木村 辰也(仲原小学校)	堤 純一(柳川市教育委員会)
	西村 健也(NHK福岡放送局)	野見山寿雄(福岡県教育委員会)
	中島 正信(香月公民館)	久家 貞美(福岡県立社会教育総合センター)
	洪田 光男(南筑後教育事務所)	—

(2) 家庭教育指導者研究協議会の開催

家庭の教育機能を補完する地域活動の活性化を図るため、指導的立場にある人を対象に、地域の実情に即して、今日の家庭教育の課題に対処する具体的・実践的な方策等を研究協議するものです。

- ・ 共通研究主題－「今、親に求められているもの」
- ・ 方法－趣旨説明（企画推進委員）、問題提起、シンポジウム、分科会等

・ 家庭教育指導者研究協議会実施状況

年度	期 日	会 場	参加者	担当企画推進委員	担当教育事務所等
昭和59年度	昭和59年10月21日(月)	田川青少年文化ホール	262 ^人	尾籠・河角	筑豊教育事務所
	昭和59年11月27日(火)	県立社会教育総合センター	408	大塚・中島幸	福岡教育事務所
	昭和59年11月27日(火)	筑後市勤労婦人センター	290	永淵・洪田	南筑後教育事務所
	昭和59年11月30日(金)	遠賀町中央公民館	424	横山・岩尾	北九州教育事務所
	昭和60年1月27日(日)	甘木朝倉市町村会館	300	岡部・西村	北筑後教育事務所
	昭和60年1月27日(日)	行橋市役所市民ホール	259	河角・中島正	京築教育事務所
昭和60年度	昭和60年12月1日(日)	飯塚総合会館	237	久家・河角・中島正	筑豊教育事務所
	昭和60年12月12日(木)	県立社会教育総合センター	308	久家・森・尾籠	福岡教育事務所 社会教育総合センター
	昭和61年1月26日(日)	吉井町ムラおこしセンター	356	岡部・西村・井上	北筑後教育事務所
昭和61年度	昭和61年11月29日(土)	教育庁南筑後教育事務所	220	西村・河角	南筑後教育事務所
	昭和62年2月26日(木)	県立社会教育総合センター	385	企画推進委員 全員	社会教育総合センター

(3) 家庭教育電話相談の実施（「家庭教育110番」）

少年の問題行動の増加状況にかんがみ、主として乳児期及び少年期の子どもをもつ親を対象に、家庭教育全般にわたる相談に電話で応じるものです。

- ・名称及び番号 家庭教育110番 ☎092-947-3515(専用電話)
- ・設置場所 県立社会教育総合センター(調査研究課)
- ・実施日時 原則として毎週月～金曜の9時30分～12時・13時～16時30分
- ・相談員 学識経験者等に委嘱又は任命

家庭教育110番利用状況(59.4～62.3)

年 度	総 件 数	相談者			対象者					地域						
		母 親	父 親	そ の 他	乳 幼 児	小 学 生	中 学 生	高 校 生	そ の 他	福 岡 市	北 九 州 市	福 岡 地 区	筑 後 地 区	北 九 州 地 区	筑 豊 地 区	京 築 地 区
59	184	179	4	1	85	24	45	24	6	63	11	29	14	12	2	53
60	438	421	5	12	311	33	53	28	13	126	23	67	38	26	10	148
61	448	416	9	23	322	45	46	21	14	156	63	87	70	46	10	16

(4) 家庭教育指導資料の作成・配布

各事業の成果を企画推進委員会が取りまとめて資料を作成し、関係行政機関、関係団体、学校等に配布して、その活用を図るものです。

資料一覧

事業名	年度	資 料 名
家庭教育総合セミナー事業	54	・昭和54年度家庭教育総合セミナー報告書 望ましい家庭教育をめざして
	55	・昭和55年度家庭教育総合セミナー報告書 望ましい家庭教育をめざして －福岡県における小学生をもつ父親・母親の養育態度・行動の実態
	56	・昭和56年度家庭教育総合セミナー報告書 望ましい家庭教育をめざして －福岡県における小学生をもつ父親・母親の養育態度・行動の実態(その2) ・－小学生をもつ－あなたの子育てのために
	57	・昭和57年度家庭教育総合セミナー報告書 望ましい家庭教育をめざして －福岡県における中学生をもつ父親・母親の養育態度・行動の実態(その1) ・－小学生をもつ－あなたの子育てのために(改訂版)
	58	・昭和58年度家庭教育総合セミナー報告書 望ましい家庭教育をめざして －福岡県における中学生をもつ父親・母親の養育態度・行動の実態(その2) ・－中学生をもつ－あなたの子育てのために
家庭推進教育事業	59	家庭教育の指導のために ー今、親に求められているものー
	60	家庭教育の指導のためにⅡー今、親に求められているものー“親の後ろ姿を求めて”
	61	・子どもが見ていますよ お父さん お母さん ・市町村の家庭教育事業の現状とその考察

3 市町村の家庭教育に関する学習機会提供事業（教育委員会・公民館が企画実施するもの）についての面接調査項目

市町村名	
調査協力者氏名	

1. 家庭教育学級・講座の実施状況（昭和61年度）についておたずねします。

(1) 開設状況について

学級・講座名	項目	予算内 国費・ 県費・ 市費の別	予算 総額	主催 (主管)	学級 生数	学級生 の構成	開設 会場	開設 期間	開設 日数	開設 時刻	開設総 時間数	運営組織・方法			その他 特記事項	
												組織の 有無	構成 メンバー	運営 方法		

(2) 学習プログラムの立案及び展開について

- ① 学習プログラムの立案及び展開について
- ② 学習プログラムを立案する際、どのような手順・方法をとられていますか。
- ③ 地域の実態や参加者の学習要求を把握するための調査を実施していますか。
- ④ 講師を選定する場合、どのような方法をとられていますか。
- ⑤ 学習は主にどのような方法をとられていますか。（講義中心・参加者相互の話し合い中心・各種教材利用中心等）
- ⑥ 教材は何を利用してありますか。（テレビ放送番組・16ミリ映画・家庭教育にかかわる冊子等）
- ⑦ 学級・講座開設時、職員はどのようなかわりかた（職務）をしていますか。（学級・講座に出席するのみ、運営全般等）
- ⑧ 学級生はどのような学習内容を希望されていますか。
- ⑨ 学習内容は学級生のニーズにあったプログラムになっていると思いますか。

(3) 他の部局、他の機関・施設（公立）との連携・協力について

- ① 学級・講座の開設及び運営にあたって、他の部局、他の機関・施設と連携・協力をしていますか。
- ② している場合、その連携・協力先はどこですか。
- ③ 連携・協力の具体的内容についておたずねします。（資料提供、共同広報、会場提供等）

- ④ 連携・協力の必要性及びその効果についておたずねします。
- ⑤ 連携・協力する上で、問題点があればおたずねします。

(4) 広報活動について

- ① 学級生を募集（住民への広報）する場合、どのような方法をとられていますか。
- ② 現在の広報活動で充分であると考えますか。（住民に周知しているか）
- ③ 充分でなければ何が問題だと考えますか、又対策等があればおきかせください。
- ④ 学級生が集まらないという声がありますが、その原因についておたずねします。

(5) 学級・講座開設にあたっての問題・課題について

- ① 担当者がかかえている問題・課題についておたずねします。
- ② 教育委員会・公民館がかかえている問題・課題についておたずねします。
- ③ その他（学級生、地域がかかえる）問題・課題があればおたずねします。

(6) 学級・講座を開設していない市町村にあっては、開設していない理由についておたずねします。

(7) 学級・講座開設にあたって、県教育委員会に意見・希望がありましたらおたずねします。

(8) 他の部局、他の公的機関・施設が学級・講座を開設していれば、その状況についておたずねします。

学級・講座名	開設者	その他特記事項

(9) 資料（実施要項、学級・講座のプログラム等）を各一部寄贈してください。

2. 家庭教育に関する懇談会・研究集会（単発事業）の開催状況（昭和60年度）についておたずねします。
 - (1) 開催状況についておたずねします。
 - (2) 開催上の問題・課題についておたずねします。
 - (3) 開催要項等があれば一部寄贈してください。

3. 家庭教育に関する指導者養成事業（昭和60年度）の開催状況についておたずねします。
 - (1) 開催状況についておたずねします。
 - (2) 開催上の問題・課題についておたずねします。
 - (3) 開催要項等があれば一部寄贈してください。

4. 家庭教育に関する啓発資料・冊子等の作成状況（昭和56年度～昭和60年度）をおたずねします。
 - (1) 啓発資料・冊子・リーフレット・チラシ等の作成状況についておたずねします。
 - (2) 啓発資料・冊子等があれば各一部寄贈してください。

5. その他、教育委員会・公民館が実施している家庭教育に関する事業があれば、その事業名と概要についておたずねします。

6. 今後、力を注ぎたい家庭教育に関する事業についておたずねします。
 - (1)事業名 (2)内容 (3)対象者 (4)その他（構想・研究テーマ等）

7. その他特記事項

4 面接調査結果の概要

家庭教育学級の開設状況

(1) 学級予算

- 一学級当たり 57,000円～274,000円
- 一学級当たり平均 市部115,000円、郡部142,000円

(2) 参加者数

- 一学級当たり 11人～120人
- 一学級当たり平均 市部34人、郡部45人

(3) 開設会場

- 公民館(45%) 保育園・幼稚園・小中学校(46%) その他施設(9%)

(4) 開設期間(月数)

- 長期……12か月 ○ 短期……3か月
- 平均月数 市部……8.6月 郡部……7.1月

開設期間(日数)

- 最高……22日 ○ 最低……2日
- 平均日数 市部……10.7日 郡部……8.7日

(5) 開設延時間数

- 最高……45時間 ○ 最低……10時間
- 平均時間数 市部……27.6時間 郡部……19時間

(6) 開設時間帯

時間帯 \ 区分	全 体	市 部	郡 部
午 前	48%	57%	42%
午 後	31%	39%	23%
夜 間	21%	4%	35%

(7) 運営組織の有無

- 有……52% ○ 無……48%

(8) 運営方法

- ① 運営委員会に全面的にまかせているタイプ
- ② 教育委員会・公民館が全面的に運営しているタイプ

(9) 運営形態

- ① 教育委員会・公民館が直接運営しているタイプ
- ② 学校（PTA）、幼稚園、保育園に一部委託しているタイプ
- ③ 学校（PTA）、幼稚園、保育園に全面委託しているタイプ
- ④ 地区公民館に全面委託しているタイプ

家庭教育学級学習プログラムの立案及び展開

(1) プログラムの立案者は

- ① 大半が、職員（担当者）である。
- ② 企画・立案の段階から学級生代表者（運営委員会）が担当しているところもある。
- ③ 全面的にPTAにまかせているところもある。

(2) プログラムを立案する時の手順又は参考（資料）にするものは

- ① 前年度の実績
- ② 参加者のアンケート
- ③ 他職員との意見交換
- ④ 他市町村のプログラム
- ⑤ 運営委員会での協議内容

(3) 学習要求（内容）把握のためのアンケート調査の実施の有無

- ① 大半がやっていない。「有」と回答したのは3町
- ② 参加者の感想文集を作成し、参考としているところもある。
- ③ 参加者によるモニター制をとっているところもある。

(4) 講師選定にあたっては

- ① 講師選定にあたっては非常に苦労している。
- ② 職員（担当者）が大学等に直接情報を求めている。
- ③ 講師一覧表（過去の実績から自主作成）にたよっている。
- ④ 他市町村に情報を求めている。

(5) 主な学習方法

- ① 講義・講話が中心
- ② 1こま～2こま話し合い、実技、実習を取り入れている。

(6) 利用している主な教材

- ① 16ミリ映画フィルム
- ② 講師が準備するレジメ（講師まかせ）
- ③ 大半が特になしと回答
- ④ 開設者が積極的に使用している教材はない
- ⑤ 県教育委員会が作成した家庭教育資料と回答したところが1町

(7) 学級への職員のかかわり

- ① 出席するのみ ② 出席せず、すべて運営委員会にまかせている
- ③ 進行等運営全般にかかわっている ④ 講師・指導者としてかかわっている

(8) 参加者が希望する学習内容

- ① 子どものしつけにかかわる具体的なもの
- ② 料理・レクリエーション等

(9) 現在実施しているプログラムは学級生のニーズにあっているか

- ① 大半が思うと回答している
- ② ニーズにあうよう努めている、又不十分であると回答したところは2町
- ③ 思うと回答した背景には、運営委員会等で協議しているという理由がある。

(10) その他意見

- ① 職員は教育について素人である、だから専門家である学校（職員）や知識人にまかせた方がよい。

学級を開設、運営していく上での連携・協力

(1) 連携・協力の有無

- ① 大半が「有」と回答

(2) 連携・協力先

- ① 幼稚園、保育園、小中学校（PTA）が大半である
- ② 地区公民館
- ③ 他課（市民課、青少年対策室、民生課、健康課、衛生課）
- ④ その他の機関（保健所、警察署）

(3) 連携・協力の内容

- ① 会場の借用 ② 共同広報（広報の依頼） ③ 講師・助言者の派遣
- ④ 資料提供

(4) 連携・協力の必要性及びその効果

- ① 特に、広報活動が周知徹底する
- ② 学習内容が深まる（講師・資料）

(5) 連携・協力する上での問題点

- ① 打合わせの時間等連絡がうまくいかない
- ② 学校によっては、施設提供をしる
- ③ 現状では、主管課から協力を依頼するといったかかわり方で、他課が主催する事業と連携するといったタイプは見られない。

広報活動について

(1) 参加者の募集方法（手段）

- ① 大半が広報紙によっている
- ② 小・中・幼・保育園の児童・生徒・園児を通じて案内状（チラシ）を配布する
- ③ 関係団体に依頼する（PTA新聞）
- ④ 対象家庭に直接チラシを配布する
- ⑤ 対象家庭に直接ハガキで案内する
- ⑥ 回覧板を活用する
- ⑦ 小児科医院待合室にチラシを置かせてもらう

(2) 現在の広報活動で充分であるかどうか

- ① 充分であると回答（9市町村） 不十分であると回答（7市町）

(3) 問題点及び対策について

- ① 事業の広報だけでなく、主旨等を説明できる場、機会が欲しい
- ② 職員が手をぬかないこと
- ③ 一回限りの広報ではなく、くりかえしが必要である（広報紙が読まれていない）
- ④ 企業に対しての働きかけが必要である
- ⑤ 口コミや感想文集を活用する

- ⑥ 公民館報を発行したい
- ⑦ 予算不足で十分な活動ができない
- ⑧ 児童・生徒を通じた案内状が親に届いていない
- ⑨ 関心が低いので、意識を高めるための啓発活動に力を注ぐ必要がある

(4) 参加者が集まらない理由について

- ① 住民の関心が低い、学習意欲が足りない
- ② 開設時間、会場に問題がある
- ③ 広報活動が不十分である（周知されていない）
- ④ 託児施設・体制が不十分である
- ⑤ 講座回数が多すぎる（学級生に負担になっている）
- ⑥ 就労婦人が多くなった
- ⑦ 学級に来なくても、他に学習する機会は多くある
- ⑧ 学習内容がむづかしく、おもしろくない

学級開設にあたっての問題点・課題

(1) 参加者

- ① 参加者を集めるのに苦勞している
- ② 本当に来て欲しい者が来ているかどうか問題である
- ③ 参加者が固定化している
- ④ 父親の参加が少ない
- ⑤ 出席率がよくない

(2) 講師・指導者

- ① 講師・指導者の選定に苦勞している

(3) 運営方法・学習方法

- ① 自主運営にもっていきたい
- ② 講義中心の学習形態から脱皮したい
- ③ 行政サイドになりがちである
- ④ 講座日数が多すぎる
- ⑤ 夜間開設が困難である
- ⑥ 開設時期（はじまり）が遅い

(4) 会場・設備

- ① 託児室が不備である
- ② 冷房施設がない
- ③ 開設会場が遠い

(5) 予算・職員体制

- ① 講師謝金が少額である
- ② 年度毎、学級開設校区が変わるので継続性がない
- ③ 職員の時間外勤務が困難
- ④ 忙しい
- ⑤ 専門職員がいない

(6) プログラムの立案

- ① 指導資料(手引き)が欲しい
- ② 学習要求をつかんでいない
- ③ 評価・反省が不十分である

(7) 今後の課題

- ① 自主学級にもっていきたい
- ② 就労婦人に対する学習の機会を拡充したい
- ③ 父親学級を開設したい
- ④ 他の機関・団体が実施する事業との連携・協力を積極的に進めたい
- ⑤ 企業との連携・協力が課題である

県教育委員会に対する意見・要望

- ① 講師名簿一覧表を作成して欲しい
- ② 講師謝金単価のアップをして欲しい
- ③ 家庭教育学級にかかわる資料が欲しい
- ④ ビデオ・16ミリ映画を利用した学習の展開事例を知りたい
- ⑤ 手引書が欲しい
- ⑥ 他市町村のとりくみ状況を知りたい

5. 家庭教育学級学習テーマ一覧（昭和60年度国庫・県費補助学級実績報告書より）

—— 乳幼児，明日の親，その他学級 ——

<ul style="list-style-type: none"> ・21世紀を拓く明日の親 ・親になる前の基礎知識の習得 ・妻として母としての基本を学ぶ ・親になるための基本的な知識を学び実りある家庭をきつ ・健康で心豊かな子どもを育てるための乳幼児教育のあり方について ・幼児期の発達段階 ・乳幼児の心身の発達を正しく理解するとともに親のあり方を考える ・子どもをよりよく育てるために ・子育てに対する悩みや不安を解消するために ・健康で心豊かな子どもを育てるために ・家庭教育の機能をたかめるための両親の役割を考える ・新しい生き方を求めて ・子育て実践のポイントをつかむ ・現代の親としての在り方について ・出産・育児の知識及び家庭内の人間関係や夫婦のあり方を含めてどうすればのびのびしたたくましい子供が成長するか考える ・子どもの成長に対する両親の自覚と地域での役割 ・いじめについての実態調査結果及び防止対策を考える ・乳幼児期の母と子のあり方考える ・家庭生活における子どものしつけとお母さんの姿勢 ・自立にむけて子どもの心をどう育てるか ・子どもの成長と地域の役割 ・子どもたちの真の姿をみつめ、豊かな人格形成にはたす家庭や地域の役割を考える ・健康な赤ちゃんを産み育てるために ・望ましい親の在り方と育児についての基礎知識を学ぶ ・親となるための心構え及び乳幼児の発達の基礎知識の習得 ・子どもの心理をつかみ親としての役割を学ぶ ・家庭における教育技術と自らの人間像の向上を図る ・家庭及び地域住民の教育力の向上を図る ・子どもを理解し、健全育成につとめる ・正しい眼のしかたを学び対話のある家庭づくりをめざす ・妊娠と出産と育児の基礎知識 ・はじめて親になる人の基礎知識 ・これから親となる人の心構えと乳幼児期の子育ての知識・技能の習得 ・望ましい家庭づくりと家庭教育の向上を図る ・母子の心身の健康、しつけ、育児などの学習を通して健全な発達をめざす ・子育てを母として父として人間として考える ・生命の尊さを知り、親としての自覚を深める。 ・差別に負けない子をどう育てていくか ・家庭教育の見直し（家庭教育における読書の位置づけ） ・今、子ども達は（子ども達の人権と親の役割） 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭のあり方と親としての役割 ・心身ともに健康な子どもを育てる親となるために ・親になるとは ・障害児を持つ親としての生き方—障害児を自立させる ・乳幼児の心身の発達を学び、子どもの将来を考えた家庭教育について ・差別を許さない児童の育成のために ・家庭での親のあり方 ・豊かな心を持つ子に育てるために ・親になる自覚と養育自信 ・子どもの基本的生活習慣の確立と親のかかわり方 ・親子のふれあい方—いつ、どのように— ・育児に対する親のあり方 ・明日の親となるために必要な知識を身につける ・少年期における家庭教育と親のあり方 ・母性保護における妊娠、出産、家庭における夫の協力と子どもの職 ・結婚から出産までを考える ・青少年の健全育成をめざす家庭教育のあり方 ・子どもの成長を理解し、健全な育成を図る親になるために ・夫婦としての家庭づくり妊娠、出産、子育てのための基本的知識、及び親のあり方を学ぶ ・明日に生きる親の、より充実した生活向上をめざす ・子どもをどのように教育してよいか、その考え方や育て方を中心に、望ましい家庭教育のあり方を求める ・乳幼児におけるしつけを学ぶ ・子どもの健全な成長をはかるための環境づくり ・子どもの望ましい成長を考える ・親の学習意欲と資質の向上を図る ・放送利用を通し、やる気のある子どもを育てる家庭教育のあり方考える ・家族の人間関係について ・わが子と同様に他人の子どもを叱れる知識と技術を持つ ・妊婦期における婦人の役割と父母としての自覚について ・子どもの成長と親の役割 ・家庭における父母のあり方 ・健全な子どもの育成を目指す家庭教育のあり方 ・子どもをとりまく環境が子どもに及ぼす影響と親のあり方 ・子どもの家庭環境と発達を考える ・子どもの特徴と親の養育態度を考える ・家庭における親の役割 ・子育ての基本を身につけ、子どもをとりまく状況とその問題点を把握する ・子どもの成長と親の対応のあり方 ・子どもの体と心のふれあいを考える ・自ら学ぶ力を伸ばそうとする子どもを育てる親となるために
--	--

- ・親としての生き方、あり方
- ・母親と児童生徒のかかわりと実践活動について
- ・幼児の発達に応じたしつけのあり方
- ・豊かな心をもつ子どもを育てるために
- ・子どものしつけと両親の役割
- ・幼児の心理行動を学び人間形成を図る
- ・現代の家庭教育及び親としてむずかしい子どもへの対応について
- ・就学に際し、親のあるべき姿や子どもの望ましい人格形成について
- ・家庭における父母の役割を学習し、望ましい子どもを育てるための親のあり方を考える
- ・孫の手本となる祖父母をみざして
- ・家庭生活における親のかかわり方
- ・家庭での祖父母のあり方
- ・よりよい家庭教育を求めて
- ・教育の現状について
- ・強いからだともまっただけな子どもを育てる母になるには
- ・親と子のふれあいについて考える
- ・子どもの成長に応じた指導と父母の役割

6. 家庭教育関係資料及び16ミリ映画教材一覧（福岡県立社会教育総合センター保有）

資料・教材名	作成者	規格数	作成年月日	資料・教材名	作成者	規格数	作成年月日
家庭教育学級事例集	福岡県教育委員会	B4判 P159	昭和43年3月	望ましい家庭教育をめざして —家庭教育総合セミナー報告書—	福岡県教育委員会	B4判 P56	昭和55年3月
家庭教育学級の現状	・	B4 P61	・	福岡県における小学生をもつ父親・母親の養育態度・行動の実態 —家庭教育総合セミナー報告書—	・	B4 P82	56. 3
家庭教育学級事例集	・	B4 P124	44. 3	・ ☆ (その2)	・	B4 P85	58. 3
家庭教育学級の現状と実験学級研究報告書	・	B4 P168	44. 3	福岡県における中学生の意識・行動と父親・母親の養育態度・行動の実態 —家庭教育総合セミナー報告書—	・	B4 P56	58. 3
家庭教育学級事例集	・	B4 P115	45. 3	・ ☆ (その2)	・	B4 P56	59. 3
家庭教育学級事例集	・	B4 P97	46. 3	小学生をもつ あなたの子育てのために	・	B6 P36	58. 3
家庭教育学級の現状と方向(その2) —カリキュラムをめぐって—	・	B4 P69	46. 3	中学生をもつ あなたの子育てのために ☆	・	B6 P32	59. 3
家庭教育学級の現状と方向(その3) —カリキュラムの展開をめぐって—	・	B4 P84	47. 3	家庭教育の指導のために —今、親に求められているもの—	・	A6 P64	60. 3
家庭における幼児教育の現状と課題	・	B4 P128	48. 3	家庭教育の指導のためにⅡ ☆ —今、親に求められているもの—	・	B4 P137	61. 3
家庭における幼児教育のあり方 —家庭における幼児教育の 現状と課題(その2)—	・	B4 P104	49. 3	家庭教育(幼児期)施設事業報告書	・	B4	48年度 ～ 61年度
親の養育観と幼児教育 —家庭における幼児教育の 現状と課題(その3)—	・	B4 P112	50. 3	3歳児 育児のしおり	・	A6	52年度 ～ 61年度
親の養育態度と子どもの園における行動 —家庭における幼児教育の 現状と課題(その3)—	・	B4 P119	51. 3	わんぱくざかり	・	A6	57年度 ～ 61年度
☆印のある資料については、御希望があれば提供できます。				子どもが見えますよ お父さん お母さん ☆	・	A5 P52	62. 2

16 ミリ映画教材一覧

番号	題名	時間(分)	番号	題名	時間(分)	番号	題名	時間(分)
4414	家庭と学校のけじめ	30	5235	小学生と性	28	5735	校内暴力	30
4448	父親一何をなすべきかー	29	5248	母と子のむし歯予防教室	24	5749	年はとつても	29
4459	偏食	26	5246	続ゆがんだ青春	40	5876	親になるって	30
4460	スキンシップ	30	5206	ふりかえって夏	20	58114	ほくできるのに	30
4532	父の考え・母の願い	29		一人関係のつまづきー		58115	まじめな話	30
4616	沖繩の母たち	31	5333	お母さんちよっとまって	30	5875	兄なおそうわが子のしつけ	29
4826	幼児の生活	21	5337	思い出の一冊の本	29	5879	小学生の非行	30
4951	ある父親の願い	30	5343	お母さんに乾杯	29	58108	父よ母よ子よ	29
4946	親の知らない世界	31	5277	心豊かな強い子であれ	25	5899	罰の意識のない子どもたち	31
4947	親子とは何か	31	5344	母と子の心がかようとき	30	58109	非行少年と呼ばないで	29
48105	子どもを伸ばす叱り方	29	5330	砂の家	50	5828	子どもはうたえている	21
4648	もう子どもじゃない	29	5332	未成年の性	33	5919	みる・きく・たしかめる	20
4712 4821	テレビっ子マンガっ子のしつけ	30	5284	交通の中のこども	23	5950	幼い心を育てる	30
4531	おかあさんが泣いている	30	5290	父このつよきもの	30	5927	夢かぎりなく	31
4416	ものいわぬ対話	30	5460	お母さんと呼んだら	32	5952	子供だけの食卓	30
4471	母と息子の対話	29	5473	十代の非行と親の責任	30	5972	子育てのころ	32
4985	叱らない時代叱れない親	30	5477	子どもは自殺を予告する	30	5926	おやじは背中であつてくれた	31
4949	善悪のけじめ	30	5478	思いやりの心を育てる	30	5948	代打父さんの出番です	30
4877	女の子の躰け方	30	5480	親が子供に語りかけるとき	31	5961	荒んだ子らのカルテ	36
4461	幼児と交通安全	27	5485	お母さんが走った	34	5966	女子非行ー転落へのわかれ道ー	31
4662	十代の性と愛	32	5435	光った水とろうよ	21	5928	歯の健康はしつけから	24
4893	子供の性の悩みと親の態度	30	5449	背を向けないで母さん	25	6041	子どもの心知っていますか	30
4894	中学生の性意識	37	5455	ほめてよいことわるいこと	30	50108	わが家の好敵手	41
48104	ほくは知らない	30	5484	白い貝殻	52	5606	お父さんの勲章	35
4619	子どものしあわせとは何か	30	5537	旅	29	6060	いじめをなくす	27
4958	お母さんが作ってくれた	32	5549	叱ってよい時悪い時	30	6136	いじめ	36
4922	わるくなったというけれど	19	5551	他人の子を叱った私	31		ーその実態と克服の道を探るー	
50100	子供に働く体験を	30	5530	子育ての中での基礎体力づくり(1)	20	6141	いじめがおきる時	31
50111	ゆがんだ青春	30	5629	子育ての中での基礎体力づくり(2)	20	6142	やる気を育てる	34
5022	おばあちゃん子と云うけれど	30	5575	飛べない紙ヒコーキ	32			
5114	あそび友だち	30	5636	母親の願いと父親の役割	30			
5146	おとなになるって	33	5643	ほく学校はきらい	20			
5241	竹とんぼの空	25	5642	反抗期	30			
5201	母と娘とおばあちゃんと	32	5647	子供の心によれる	28			
5274 5209	幼児のあそび	20		ー暴力をふるう中学生ー				
5273	手作り遊びと子供の手	25	5674	親から子への性教育	30			
5287	幼児の手	25	5724	みどりぐみ こ・う・じ・げんば	21			
5138	娘の初恋	30	5779	善悪のけじめを育てる	31			
5137	息子の友だち	30	5734	親と子が信じあうとき	31			

7. 家庭教育に関する相談機関一覧 (青少年相談機関一覧 61.2 福岡県青少年健全育成対策推進本部より抜粋)

(1) 教育ホットライン (学校生活、学習、いじめ、親子関係などに関する相談)

名 称	所 在 地	電 話 番 号	受 付 日 時	相 談 方 法	設 置 主 体
福岡県福岡東総合庁舎	〒812 福岡市博多区博多駅東1丁目17-1	(092) 451-9999	平 9:30～18:00 土 9:30～13:30	電 話 (留守番) 機能付 面 接	福岡県教育委員会
柏 屋 会 館	〒812 福岡市東区馬出4丁目1-38	(092) 641-9999	・	・	・
宗 像 教 育 研 究 所	〒814-34 宗像市大字田熊字地下530-4	(0940) 36-4444	・	・	・
福岡県糸島総合庁舎	〒819-11 糸島郡前原町大字晴志216-1	(09202) 2-9999	・	・	・
福岡県八幡総合庁舎	〒807 北九州市八幡西区則松3丁目7-1	(093) 601-9999	・	・	・
福岡県甘木総合庁舎	〒838 甘木市大字甘木2014-1	(0946) 22-9999	・	・	・
福岡県浮羽総合庁舎	〒839-13 浮羽郡吉井町347-1	(09437) 5-4949	・	・	・
福岡県柳川総合庁舎	〒832 山門郡三橋町今古賀8-1	(09447) 2-9999	・	・	・
福岡県田川総合庁舎	〒825 田川市伊田3292-2	(0947) 44-3333	・	・	・
福岡県行橋総合庁舎	〒824 行橋市中央1丁目2-1	(09302) 2-9999	・	・	・
教育庁南筑後教育事務所	〒833 筑後市和泉字小山口423-1	(0942) 52-4949	・	・	・
筑後市福祉事務所 いじめホットライン	〒833 筑後市大字山ノ井898	(0942) 52-8880	平 8:45～17:00 土 8:45～12:00	電 話	筑 後 市

(2) 児童・生徒指導相談室 (学校生活、学習、いじめ、親子関係などに関する相談)

名 称	所 在 地	電 話 番 号	受 付 日 時	相 談 方 法	設 置 主 体
教育庁 北九州教育事務所	〒822 直方市殿町6-5	(09492) 5-1200	平 9:30～17:00 土 9:30～13:30	電 話 面 接	福岡県教育委員会
教育庁 北筑後教育事務所	〒830 久留米市野中町東原205	(0942) 44-3200	・	・	・
教育庁 筑豊教育事務所	〒820 飯塚市新立岩8-1	(0948) 23-4111	・	・	・
教育庁 京筑教育事務所	〒828 豊前市大字八屋2007-1	(09798) 2-2311	・	・	・

(3) 教育センター・教育研究所 (学校生活、健康、親子関係、悩みなどの諸問題についての相談)

名 称	所 在 地	電 話 番 号	受 付 日 時	相 談 方 法	設 置 主 体
福岡県教育センター	〒811-24 粕屋郡篠栗町高田268	(092) 947-0079	水・金 8:30～17:00	面 接	福岡県教育委員会
大牟田市教育研究所 教育相談室	〒836 大牟田市大正町5丁目5-9	(0944) 52-4113	平 9:00～17:00 土 9:00～12:00 面接 月・木・金	電 話 面 接	大牟田市教 育 委 員 会
久留米市教育研究所	〒830 久留米市諏訪野町1830-6	(0942) 34-4997	平 9:00～17:00 土 9:00～12:30	・	久留米市教 育 委 員 会
田川市立教育研究所	〒825 田川市中央町3-17	(0947) 44-2000 内線 254	平 9:00～17:00 土 9:00～12:00	面 接	田川市教育委員会
北九州市立教育セン ター 教育相談部	〒806 北九州市八幡西区相生町20-1	(093) 641-1775	・	電 話 面 接	北九州市教 育 委 員 会
福岡市教育センター 教育相談室	〒814 福岡市早良区百道3丁目10-1	(092) 822-2801 内線 418・419	平 9:00～17:00 土 9:00～13:00	・	福岡市教育委員会

(4) 教育相談室 (教育、親子関係、悩み等の問題に関する相談)

名 称	所 在 地	電 話 番 号	受 付 日 時	相 談 方 法	設 置 主 体
大川市教育相談室	〒831 大川市大字酒見221-11	(09448) 7-7970	平9:00～16:00 土9:00～11:00	電 話 面 接	大川市教育委員会
豊津町教育委員会 教育相談(いじめ相談)	〒824-01 京都府豊津町大字豊津1118	(093033) -5050	月～金 8:30～17:00	電 話 面 接	豊津町教育委員会
行橋市教育委員会 教育相談室	〒824 行橋市中央1丁目1-1	(09302) 5-1111 内線 329	平9:00～17:00	電 話 面 接	行橋市教育委員会
須恵町教育相談室	〒811-21 柏原郡須恵町上須恵1117 住民あおば会館内	(092) 932-6364	平9:00～17:00 土9:00～12:00	*	須 恵 町
柏原町教育委員会 家庭教育相談	〒811-23 柏原郡柏原町大字仲屋127	(092) 938-1410	平9:00～17:00 土9:00～12:00	*	柏原町教育委員会

(5) 児童相談所 (18歳未満の子供の養護、しつけ、非行など諸問題に関する相談)

名 称	所 在 地	電 話 番 号	受 付 日 時	相 談 方 法	設 置 主 体
福岡県中央児童相談所	〒810 福岡市中央区大手門3丁目1-30	(092) 781-3831	平8:30～17:00 土8:30～12:30	電 話 面 接	福 岡 県
福岡県久留米児童相談所	〒830 久留米市東町365-1	(0942) 32-4458	平9:00～16:00 土9:00～12:00	面 接	*
福岡県田川児童相談所	〒826 田川市西区弓削田188	(0947) 42-0499	平8:30～17:00 土8:30～12:30	電 話 面 接	*
福岡県大牟田児童相談所	〒836 大牟田市小浜町42-6	(0944) 54-2344	*	*	*
北九州市児童相談所	〒805 北九州市八幡東区尾倉3丁目4-36	(093) 681-8261	平8:45～17:00 土8:45～12:15	*	北 九 州 市
福岡市児童相談所	〒815 福岡市南区大楠1丁目35-17	(092) 522-2737	平9:00～17:30 土9:00～13:00	電 話 面 接	福 岡 市

(6) 家庭児童相談室 (家庭における児童のしつけ、人間関係など諸問題についての相談)

名 称	所 在 地	電 話 番 号	受 付 日 時	相 談 方 法	設 置 主 体
福岡福祉事務所	〒812 福岡市博多区博多駅東1丁目17-1	(092) 481-2433	平9:00～17:30 土8:30～12:30	電 話 面 接	福 岡 県
北筑前福祉事務所	〒812 福岡市東区箱崎7丁目8-6	(092) 651-2501	平9:00～17:00 土8:30～12:30	*	*
遠賀福祉事務所	〒807 北九州市八幡西区明松3丁目7-1	(093) 603-7695	平8:30～17:00 土8:30～12:30	*	*
鞍手福祉事務所	〒822 直方市日吉町9-10	(09492) 3-2028	*	*	*
嘉穂福祉事務所	〒820 飯塚市新立岩8-1	(0948) 29-2317	*	*	*
両筑福祉事務所	〒839-13 浮羽郡吉井町347-1	(09437) 5-3131	*	*	*
南筑後福祉事務所	〒832 山門郡三橋町大字今古賀8-1	(09447) 2-2111	*	*	*
八女福祉事務所	〒834 八女市大字本村字深町25	(09432) 3-2119	*	*	*
田川福祉事務所	〒825 田川市伊田松原通り3292-2	(0947) 46-1092	*	*	*
京筑福祉事務所	〒828 豊前市八屋2007-1	(09798) 2-3119	*	*	*
田川福祉事務所	〒825 田川市伊田松原通り3292-2	(0947) 46-1092	*	*	*
京筑福祉事務所	〒828 豊前市八屋2007-1	(09798) 2-3119	*	*	*

名 称	所 在 地	電 話 番 号	受 付 日 時	相 談 方 法	設 置 主 体
直方市福祉事務所	〒822 直方市殿町7-1	(09492) 2-0550	平8:30～17:00 土8:30～12:30	電 話 接 触	直 方 市
飯塚市福祉事務所	〒820 飯塚市新立岩5-5	(0948) 22-5500	・	・	飯 塚 市
田川市福祉事務所	〒825 田川市中央町1-1	(0947) 44-2000	平8:30～17:00 土8:30～12:00	・	田 川 市
八女市福祉事務所	〒834 八女市大字本町647	(09432) 3-1111	月・水・金 8:45～17:00	・	八 女 市
筑後市福祉事務所	〒833 筑後市大字山ノ井898	(0942) 53-4111 内線 244	平8:45～17:00 土8:45～12:00	・	筑 後 市
中間市福祉事務所	〒809 中間市大字中間6683-2	(093) 244-1111 内線 254	月～金 8:45～16:00	・	中 間 市
小都市福祉事務所	〒838-01 小都市小郡255-1	(0942) 72-3350 内線 421	平9:00～16:00 土9:00～12:00	・	小 郡 市
筑紫野市福祉事務所	〒818 筑紫野市大字二日市753-1	(092) 923-1111 内線 403	月～金 10:00～15:00	・	筑 紫 野 市
春日市福祉事務所	〒816 春日市大字下白水634-1	(092) 501-1131 内線 459	月～金 9:00～17:00	面 接 の み	春 日 市
大野城市福祉事務所	〒816 大野城市曙町2丁目17	(092) 501-2211	平8:30～17:00 土8:30～12:30	電 話 接 触	大 野 城 市
宗像市福祉事務所	〒811-34 宗像市大字東郷995	(0940) 36-1122 内線 227	平8:30～17:00 土8:30～12:00	・	宗 像 市
太宰府市福祉事務所	〒818-01 太宰府市大字観世音寺86	(092) 921-2121 内線 327	月～金 8:30～17:00	・	太 宰 府 市
門司福祉事務所	〒801 北九州市門司区清滝1丁目1-1 (門司区役所内)	(093) 331-1881 内線 389	月～金 8:45～17:00	・	北 九 州 市
小倉北福祉事務所	〒803 北九州市小倉北区室町1丁目1-1 (小倉北区役所内)	(093) 561-4131 内線 307	月～金 8:45～17:00	電 話 接 触	北 九 州 市
小倉中福祉事務所	〒802 北九州市小倉北区片野新町1丁目 1-6	(093) 922-8585 (代)	・	・	・
小倉南福祉事務所	〒802 北九州市小倉南区岩崎5丁目1-2 (小倉南区役所内)	(093) 951-4111 内線 284	・	・	・
若松福祉事務所	〒808 北九州市若松区浜町1丁目1-1 (若松区役所内)	(093) 761-5321 内線 276	・	・	・
戸畑福祉事務所	〒804 北九州市戸畑区新池1丁目4-31	(093) 871-1501 内線 269	・	・	・
八幡東福祉事務所	〒805 北九州市八幡東区中央1丁目1-1 (八幡東区役所内)	(093) 671-0801 内線 289	・	・	・
八幡西福祉事務所	〒806 北九州市八幡西区筒井町15-1 (八幡西区役所内)	(093) 642-1441 内線 293	・	・	・
八幡南福祉事務所	〒807-11 北九州市八幡西区大字橋橋 1158-2	(093) 617-0700 (代)	・	・	・
中央区役所福祉事務所	〒810 福岡市中央区大名2丁目5-31	(092) 714-2131	平9:00～17:00 土9:00～13:00	・	福 岡 市
東区役所福祉事務所	〒812 福岡市東区箱崎2丁目54-1	(092) 631-2131	・	・	・
博多区役所福祉事務所	〒812 福岡市博多区博多駅前2丁目9-3	(092) 441-2131	・	・	・
南区役所福祉事務所	〒815 福岡市南区塩原3丁目25-1	(092) 561-2131	・	・	・
西区役所福祉事務所	〒814 福岡市西区姪浜町957-10	(092) 881-2131	・	・	・
城南区役所福祉事務所	〒814 福岡市城南区鳥飼5丁目21-1	(092) 822-2131	平9:00～17:00 土9:00～13:00	電 話 接 触	福 岡 市
早良区役所福祉事務所	〒814 福岡市早良区百道2丁目1-1	(092) 841-2131	・	・	・

(7) 青少年相談センター（学校、家庭、非行関係、問題行動など親の悩みや子供自身の悩みに関する相談）

名 称	所 在 地	電 話 番 号	受 付 日 時	相 談 方 法	設 置 主 体
北九州市立少年相談センター 東少年相談室	〒803 北九州市小倉北区田町14-24	(093) 591-7867	平8:45～17:00 土8:45～12:15	電 話 接 面	北九州市教育委員会
北九州市立少年相談センター 南少年相談室	〒802 北九州市小倉南区若園5丁目1-5 (小倉南市民センター内)	(093) 941-7867	平8:45～17:00 土8:45～12:15	・	・
北九州市立少年相談センター 西少年相談室	〒806 北九州市八幡西区藤田4丁目1-1 (黒崎公民館内)	(093) 631-7867	・	・	・
福岡市青少年相談センター	〒810 福岡市中央区天神2丁目13-17	(092) 711-4882	平9:00～17:00 土9:00～12:30	・	福岡市
大牟田市少年センター	〒836 大牟田市曙町3-1 大牟田市役所東別館2F	(0944) 53-2198	平8:30～16:30 土8:30～12:30	・	大牟田市
久留米市少年センター	〒830 久留米市諏訪野町1830-6	(0942) 35-3806	平9:00～17:00 土9:00～12:00	・	久留米市教育委員会
直轄地区少年相談センター	〒822 直方市殿町5-19	(09492) 4-7867	平8:30～17:00 土8:30～12:30	・	直方警察署
飯塚地区少年相談センター	〒820 飯塚市宮町1-36	(0948) 22-0226 28-7867	平9:00～17:00 土9:00～13:00	・	飯塚市
中間市少年相談センター	〒809 中間市大字中間6809-1	(093) 246-0484	月～金 9:00～17:00	・	中間市教育委員会
筑紫野少年相談センター	〒818 筑紫野市大字二日市700-1	(092) 922-3131 内線 253	平8:30～17:00 土8:30～12:30	電 話 接 面	筑紫野警察署
古賀町少年センター	〒811-31 粕屋郡古賀町古賀1196-5	(092) 943-2615	月～土 9:00～17:00	・	古賀町

(8) 電話相談

① 家庭教育110番（幼児期及び少年期の児童の家庭教育全般に関する電話相談）

名 称	所 在 地	電 話 番 号	受 付 日 時	相 談 方 法	設 置 主 体
家庭教育電話相談 家庭教育110番	〒811-24 粕屋郡篠栗町大字金出 福岡県立社会教育総合センター内	(092) 947-3515	月～金 9:30～16:30	電 話	福岡県教育委員会

② 思春期ホットライン（思春期に特有の医学的問題や性の不安に関する電話相談）

名 称	所 在 地	電 話 番 号	受 付 日 時	相 談 方 法	設 置 主 体
思 春 期 電 話 相 談	〒810 福岡市中央区赤坂1丁目14-5	(092) 714-0531	土13:00～16:00	電 話	(財)福岡県看護婦 研究研修センター

③ 子育て電話相談（家庭におけるしつけ、親子関係等子育て全般に関する電話相談）

名 称	所 在 地	電 話 番 号	受 付 日 時	相 談 方 法	設 置 主 体
子育てテレホン大和	〒839-02 山門郡大和町大字栄231	(09447) 6-1111	月13:00～15:00	電 話	大和町教育委員会
子育て電話相談	〒803 北九州市小倉北区室町1丁目1-1 北九州市保育所連盟事務所内	(093) 582-1152	月～金 10:00～16:00	・	北九州市保育所連盟 (市委託)

(9) 大学・教育相談室（教育や育児の悩み、家庭や学校での問題などに関する相談……予約制）

名 称	所 在 地	電 話 番 号	受 付 日 時	相 談 方 法	設 置 主 体
九州大学教育学部 心理教育相談室	〒812 福岡市東区箱崎6-19-1	(092) 641-1101 内線 3437	月～金 10:00～17:00	電 話 接 面 (予約制)	国(文部省)
九州大谷短期大学 幼児教育相談室	〒833 筑後市蔵敷大字大谷495-1	(0942) 53-3124	平9:00～16:00 土13:00～17:00	・	九州大谷短期大学
福岡教育大学 教育相談室	〒811-34 宗像市赤間729	(0940) 33-4884	月・木 10:00～16:00	・	福岡教育大学